

ＪＪＫハンドブック

(確定給付企業年金の仕組み)
【第2版】

2022年1月

全国情報サービス産業企業年金基金

事業主の皆様へ

全国情報サービス産業企業年金基金（略称 J J K）は、情報サービス業界の皆様を加入の対象として、**2017年7月1日**に、厚生年金基金※から移行した確定給付企業年金制度（以下、企業年金基金）です。

企業年金の主な役割は「公的年金の補完」と言われ、スリム化が進む国の年金のみでは余裕を持った老後生活ができない所を企業年金で補う訳です。また、企業年金に加入することで、事業主にとっては退職給付の計画的な積立ができ、税制上の掛金の損金算入メリット等があります。加入者にとっても事業主が負担する掛金のみで年金・一時金の給付を受け取れる魅力があります。

企業年金基金の目的は「加入者・受給権者に対して確実に給付を行うこと」です。この目的を達成するために、「掛金徴収・給付支払管理」、「資産運用管理」、「制度管理」が重要となります。

本紙では、事業主の皆様は、企業年金基金の仕組みについて理解を深めていただくために、基本的な内容から専門的な内容までを、図解しながらわかりやすくまとめてあります。なお、三菱UFJ信託銀行から資料提供等、サポートがあったことを申し添えます。

事業主の皆様は、事業運営や企業年金運営の一助になればありがたく存じます。

※前身の『全国情報サービス産業厚生年金基金』は、**1982年**に設立しております。

【企業年金基金の概要】	
1 日本の年金制度の体系	5
2 企業年金基金の運営	
理事会・代議員会	6
理事・代議員の選出	7
理事・代議員の責務	8
理事の受託者責任	9
経理区分	11
3 企業年金制度加入のメリット	12
4 退職給付との関係	13
5 企業年金基金の年間スケジュール	14
(ご参考) 企業年金連合会	15
【企業年金基金の財政運営】	
1 財政決算と財政再計算	17
2 財政決算	
財政決算とは	18
貸借対照表	19
責任準備金の算定方法	20
財政均衡の考え方	21
剰余・不足の要因	22
損益計算書	23
財政検証	24
継続基準の財政検証	25
非継続基準の財政検証	27
(ご参考) 回復計画の策定による方法	30
3 財政再計算	
財政再計算とは	31
計算基礎率の見直し	32
給与現価・給付現価	34
標準掛金の設定	35
繰越不足金の解消	36
財政悪化リスク相当額	37
リスク対応掛金の設定	39

【企業年金基金の資産運用】	
1 年金資産運用の目的	43
2 年金資産運用の特徴	
運用の基本方針と運用指針	44
基金のガバナンス	45
運用商品の選定	46
3 資産運用の手順（プロセスの概要）	47
4 政策アセットミックス	48
5 リスク許容度（年金ALM分析）	49
6 実践ポートフォリオ	51
7 資産運用の評価	52
8 運用機関の評価	53
（ご参考）投資理論の基礎	54
【用語解説】	57

※当資料では、以下の略語を使用しています。

法 : 確定給付企業年金法
 令 : 確定給付企業年金法施行令
 則 : 確定給付企業年金法施行規則

法令解釈通知 : 「確定給付企業年金制度について」2002年3月29日年発0329008号

運用ガイドライン : 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関する
 ガイドラインについて」2002年3月29日年発第0329009号

事務連絡 : 2005年10月1日付事務連絡

承認基準 : 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
 2002年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

事業運営基準 : 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
 （別紙2）確定給付企業年金の事業運営基準
 2002年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

利率告示 : 「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率」
 2003年3月18日厚生労働省告示第99号

財政悪化リスク : 「確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常の予測を
 相当額告示 : 超えて財政の安定が損なわれる危険に対する額の算定方法」
 2016年厚生労働省告示第412号

※なお、当資料は2021年12月末現在の法令等に基づいて作成しています。

参考資料。当ハンドブックは、以下の資料や情報に基づき当基金が作成しました。

(1) 三菱UFJ信託銀行：確定給付企業年金ハンドブック（制度・財政編）

- ①確定給付企業年金制度とは
- ②財政計算とは
- ③財政決算・財政再計算とは

(2) 企業年金連合会ホームページ

(3) 三菱UFJ信託銀行ホームページ

企業年金基金の概要

1. 日本の年金制度の体系

日本の年金制度は、公的年金、企業年金及び個人年金等から構成されます。

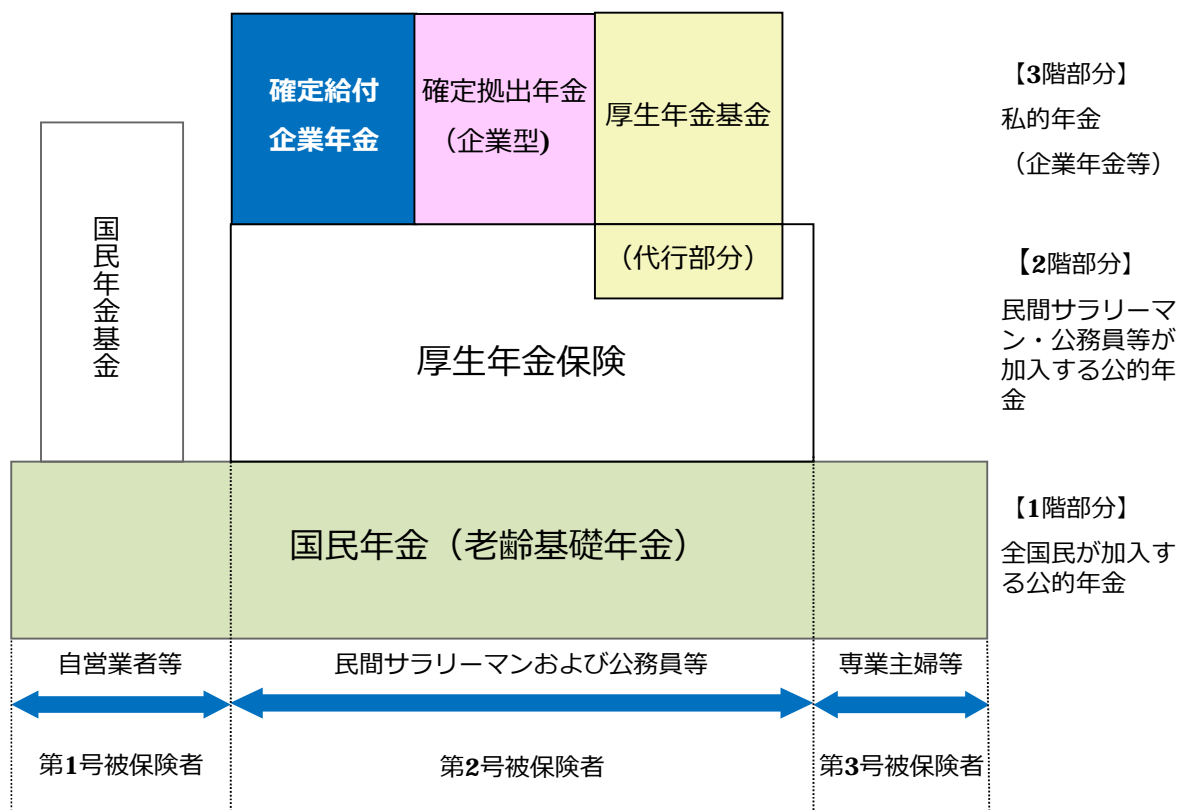
1. 公的年金

全ての国民に共通する国民年金（基礎年金、1階部分）と、サラリーマン・公務員等が加入する厚生年金保険（2階部分）があります。

2. 企業年金

確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金があります。

日本の年金制度

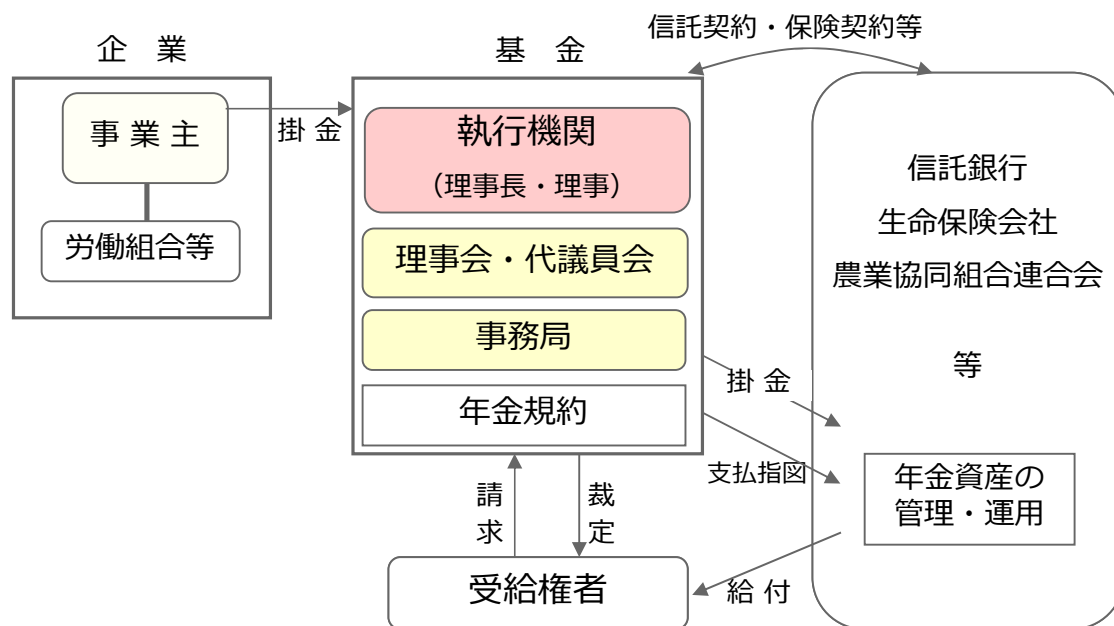


注. 上図の他に、年金制度として、確定拠出年金（個人型：iDeCo）、年金払い退職給付があります。

2. 企業年金基金の運営：（1）理事会・代議員会

企業年金基金では、理事会や代議員会及び基金事務局の組織が中心となり事業運営を行います。

1. 確定給付企業年金には、事業主が運営主体となる「規約型」と企業年金基金が運営主体となる「基金型」の2種類があります。JJKは総合型制度であり、基金型（企業年金基金）を採用しました。
2. 基金型では、企業とは別法人として設立された企業年金基金（以下「基金」という）が、規約等に基づいて、信託銀行等と契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。



代議員会の議決を要する事項 (法第19条)

- Y 規約の変更
- Y 毎事業年度の予算
- Y 毎事業年度の事業報告及び決算
- Y その他規約で定める事項

理事会で決定すべき主要な事項 (事務連絡<参考2>企業年金基金規約例)

- Y 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- Y 理事長の専決処分とされている事項
- Y 事業運営の具体的方針
- Y 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

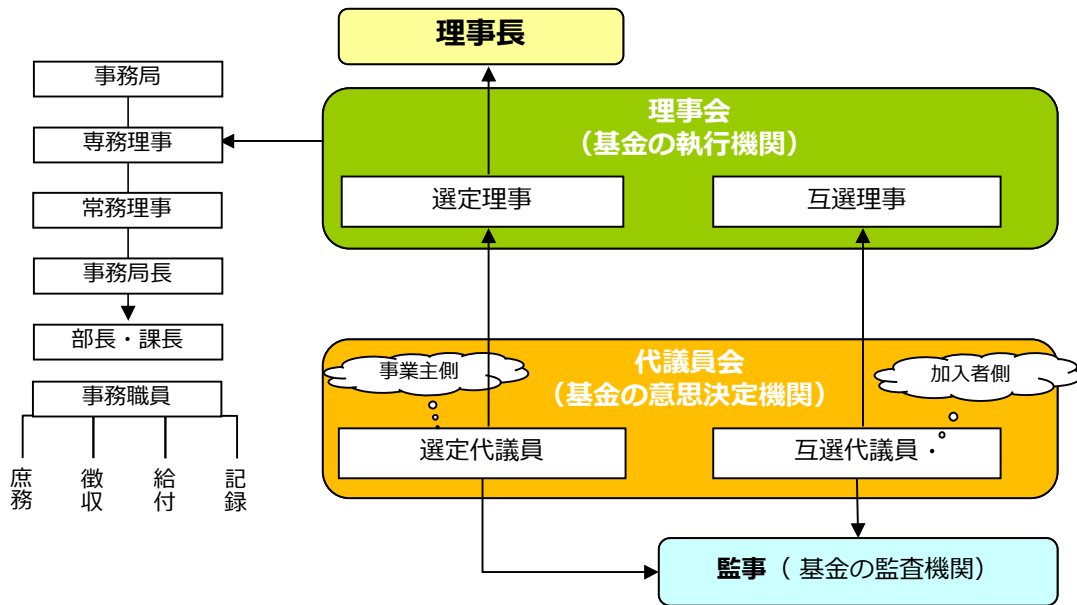
理事長専決処分できる場合 (令第12条)

- Y 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

2. 企業年金基金の運営：（2）理事・代議員の選出

企業年金基金は、加入者・事業主の代表者で構成する代議員と、代議員から選出された理事・監事により組織されます。

基金の構成（例）



代議員 (法第18条)

- 代議員会は代議員をもって組織する。
- 代議員の定数は偶数とし、その半数は事業主及び実施事業所に使用される者のうちから事業主が選出（選定代議員）し、他の半数は加入者において互選する（互選代議員）。

理事 (法第21条、法第22条)

- 理事の定数は偶数とし、その半数は選定代議員において互選（選定理事：事業主側）し、他の半数は互選代議員において互選（互選理事：加入者側）する。
- 理事は理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

理事長 (法第22条)

- 選定代議員（事業主側）である理事の中から理事長が選挙する。
- 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定理事（事業主側）のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

監事 (法第21条)

- 監事は代議員会において、選定代議員（事業主側）から1人、互選代議員（加入者側）から1人選出する。

2. 企業年金基金の運営：（3）理事・代議員の責務

理事や代議員は、基金の業務について責任を持った対応が求められます。

総括的事項 （事業運営基準）

Y 基金は、確定給付企業年金を実施するために特に設けられた法人であることから、設立本来の目的を逸脱することなく、適切な運営に努めること。

代議員会 （事業運営基準）

Y 代議員会は、基金の運営の重要事項を決定する議決機関であり、基金の運営の中核を占めるものであることから、事業主や労働組合等の一部の専横を廃し、民主的に運営される必要があること。

Y 各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるよう配慮すること。

理事の行為準則 （法第70条）

Y 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

Y 基金の理事の禁止行為

- ①自己または当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること
- ②積立金の運用に関し特定の方法を指図すること

Y 基金の理事が積立金の管理及び運用に関する業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して損害賠償することになる。

Y 基金は、この条の規定に違反した理事を、代議員会の議決を経て交代させることができる。

監事 （法第22条、事業運営基準）

Y 監事は基金の事業が長期にわたり健全に継続されるよう業務を監査する自己監査機関として特に設けられた立法の趣旨を十分勘案して、監事制度の活用を図ること。

Y 基金の業務を監査する。

Y 監査の結果に基づき必要であると認めるときは、理事長または代議員会に意見を提出することができる。

運用執行理事の選出 （事業運営基準）

Y 運用執行理事の選出にあたっては、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であって基金の業務運営に熱意を有する者を充てること。

2. 企業年金基金の運営：（4）理事の受託者責任①

受託者責任は、結果責任ではなく、プロセス責任と説明責任です。

1. 基金と理事は委任関係にあり、理事は基金に対して受託者責任を負っています。
2. 受託者責任の基礎となるのは善管注意義務と忠実義務であり、具体的には分散投資義務や資産構成の重視などが求められています。
3. 受託者責任は、運用成績の良し悪しを問うものではなく、意思決定のプロセスが合理的であるかを問うプロセス責任です。したがって、運用目的を明確にした上で、合理的で説明可能な意思決定を行うことが必要となります。

（民法第644条、法第70条）

善管注意義務

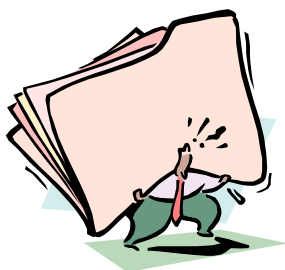
（民法第644条）

- Y 理事は、基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う。
- Y 「自己の財産におけるのと同一の注意」「自己のためにするのと同一の注意」より求められる能力水準は高い。
- Y 基金の理事等は常勤・非常勤の勤務形態や職責の内容に応じて求められる注意水準が異なる。理事長や運用執行理事には「管理運用業務に精通している者が、通常用いるであろう程度の注意」が求められる。

忠実義務

（法第70条）

- Y 理事は、管理運用業務について、法令、厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。
- Y 理事は専ら加入者等の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして加入者等以外（理事自身または第三者）の利益を図ってはならない。



2. 企業年金基金の運営：（4）理事の受託者責任②

理事の基本的な留意事項

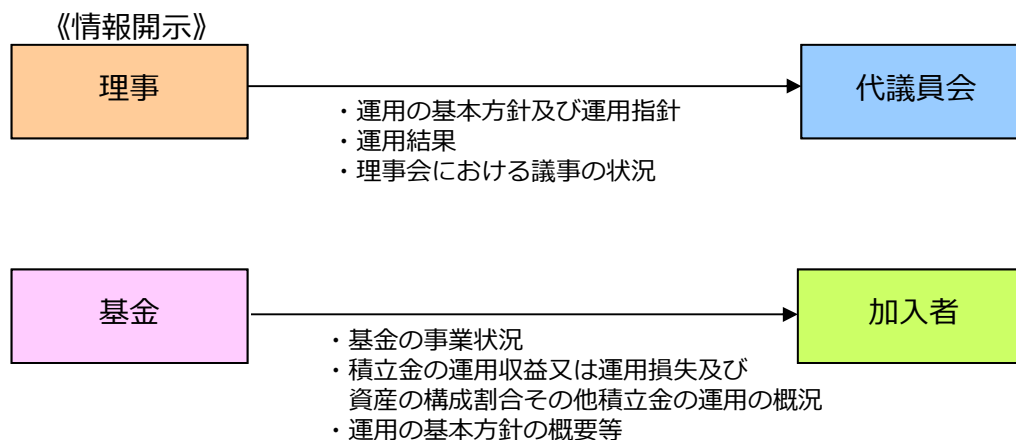
（令第46条、則第84条、運用ガイドライン）

- Y 分散投資義務
資産の運用にあたっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。
- Y 資産構成の重視
資産の運用にあたっては、資産全体のリスク（収益率の変動）とリターン（収益率）を考慮して、個々の資産の種類（株式、債券等）や商品の選択を行わなければならない。
- Y 資産の特性等への配慮
資産の選択にあたっては、次の点に配慮しなければならない。
 - ①基金の目的との整合性
 - ②資産全体のリスクとリターンに与える影響
 - ③流動性
 - ④運用及び管理に必要な費用
 - ⑤受託機関の専門的能力の水準
- Y 資産状況の把握
基金全体の資産構成割合を時価で把握しなければならない。

情報開示の必要性

（則第87条）

- Y 制度設計の弾力化や規制緩和を受けて、理事等の基金関係者の役割が高まっている。関係者相互でのチェック機能や基金の現状に対する認識の共有化などを図るため、加入者に対して情報開示を積極的に行うことが必要である。また、受給権者に対しても加入者と同様に情報開示に努める必要がある。



2. 企業年金基金の運営：（5）経理区分

基金の経理には、年金や一時金を支給するための「年金経理」と、基金の事業運営に必要な経費をまかなう「業務経理」があります。

年金経理

《主な収入》

掛金等収入：事業主からの掛金

運用収益：資産運用の収益

《主な支出》

給付費：年金、一時金の支払い

運用報酬等：運用機関に支払う運用手数料

業務経理（業務会計）

《主な収入》

事務費掛金：事業主からの掛金

《主な支出》

事務費：業務運営に必要な経費

繰入金：年金経理や福祉事業会計に繰り入れる額

業務経理（福祉事業会計）

《主な収入》

業務会計からの受入金

《主な支出》

事務費：福祉事業に必要な通信運搬費等

福祉施設費：福祉事業に必要な経費

雑支出：会館管理費、運営費等

3. 企業年金制度加入のメリット

年金制度は事業主・加入者の双方にメリットがあります。

事業主のメリット

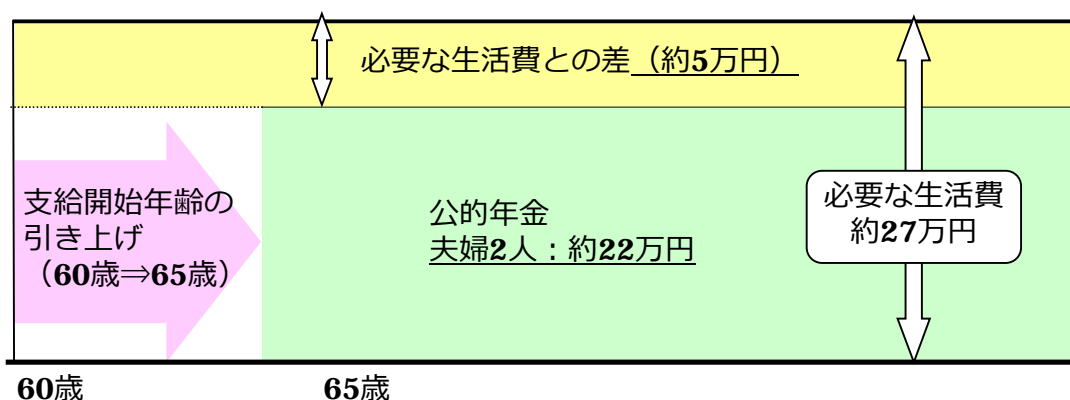
- Y 優秀な人材の確保と定着率の向上が望め、業界の発展にも資する。
- Y 事業主、役員も厚生年金保険の被保険者であれば加入できる。
- Y 事業主負担掛金は全額税法上の損金として扱われ、節税効果が期待できる。
- Y 給付額は退職金の一部分とすることができ、その場合、資金負担の平準化効果がある。

加入者のメリット

- Y 事業主負担掛金で老後生活の安定化が図れる。
- Y 企業年金は社外積立であり、資産が保全される。
- Y 年金給付は一時金給付と比較して、総受取額は多額となる。
- Y 脱退一時金を企業年金連合会へ移換すること等により、転職時にも企業年金間の年金通算を行うことができる。
- Y 加入者・年金受給者には保養施設の利用料補助などのサービス提供を受けることができる。

ご参考. 老後に必要な生活費

- Y 企業年金は加入者の老後の生活設計を支援する重要な役割を担っている。



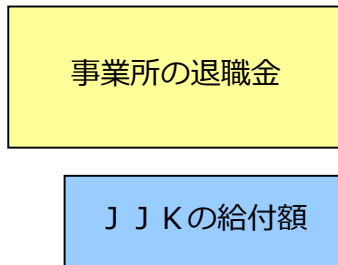
注1. 2021年度の夫婦2人分の標準的な年金額 (厚生労働省) 220,496円

注2. 資料出所…総務省家計調査年報 2019年家計の概況：総世帯及び単身世帯の家計収支

4. 退職給付との関係

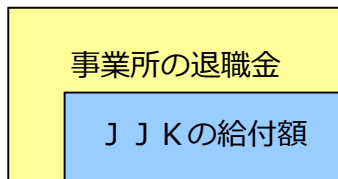
J J Kからの給付を、退職金の内枠とするか外枠とするかは、事業所ごとに選択できます。

外枠方式



- Y 事業所の退職金と基金の給付が別建てとなる方式。
- Y 基金の給付額は退職金の上乗せ給付となる。
- Y 事業所の退職金規程に基金の給付に関する記載は不要。

内枠方式



- Y 基金から給付される一時金相当額を、事業所の退職金から控除する方式。
- Y 事業所の退職金規程に基金の給付額を控除する記載が必要。

退職金規程例：

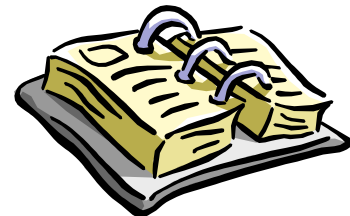
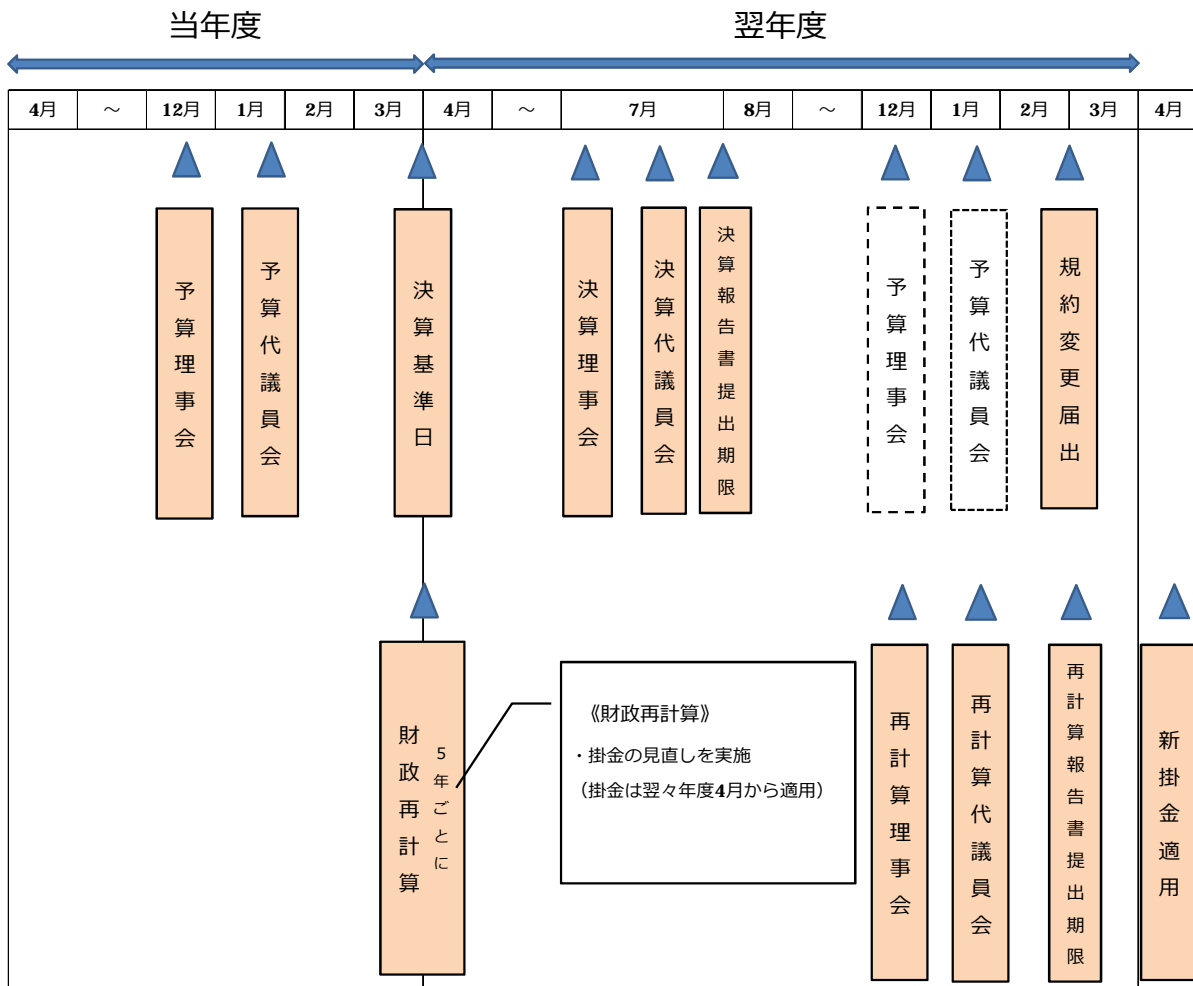
第〇条（基金からの給付の控除）
第△条の規定に関わらず、全国情報サービス産業企業年金基金から年金または一時金が支給された場合には、当該一時金相当額を差し引いた額を支給する。



5. 企業年金基金の年間スケジュール

基金の年間スケジュールは、概ね次のとおりです。

1. 定例代議員会は、予算代議員会（1月）、決算代議員会（7月）の2回実施します。
2. 予算代議員会では、年金経理・業務経理の予算内容や規約変更等を議決します。
3. 決算代議員会では、事業報告、年金経理・業務経理の決算報告や規約変更等を議決します。
4. 財政再計算は、少なくとも5年に1回実施しますので、当該事業年度は再計算代議員会を実施します。



企業年金連合会とは

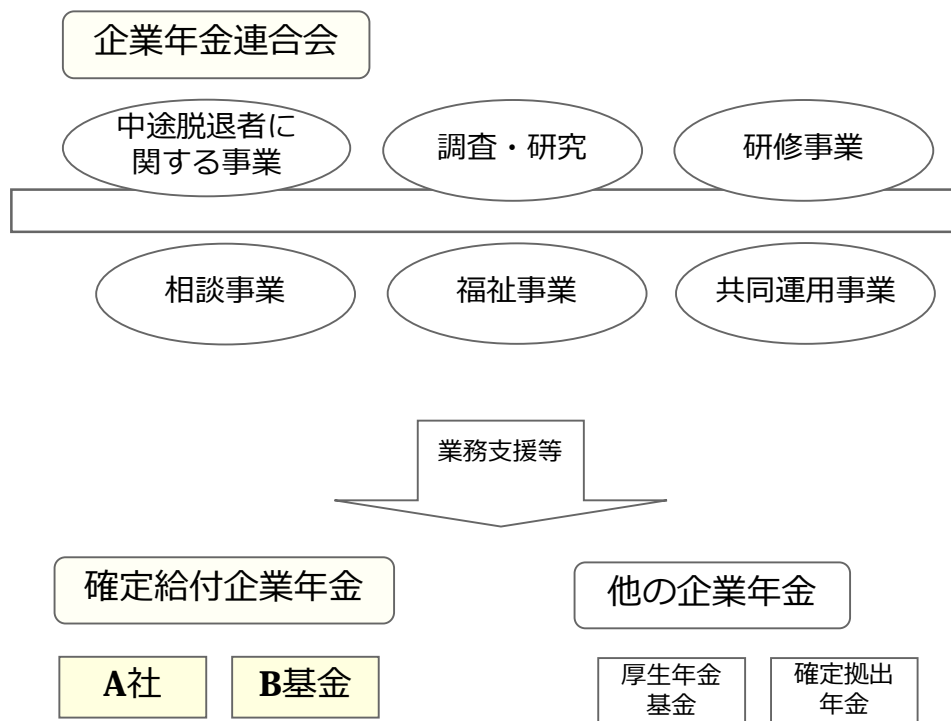
(企業年金連合会HPより要約：<http://www.pfa.or.jp/>)

- Y 企業年金連合会は、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、**2004年**の法改正により企業年金連合会となる。
- Y 確定給付企業年金等を退職等により脱退した人（中途脱退者）に対する年金給付を一元的に行い、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金といった企業年金間の年金通算事業を行う。
- Y 年金給付を行う原資となる保有資産の安全かつ効率的な運用を行う。
- Y 企業年金に関する調査研究や会員に向けた情報発信等、企業年金の健全な発展を図るために必要な支援事業を行う。

企業年金連合会の業務

(企業年金連合会HP、法第91条の18)

- Y 中途脱退者に関する事業
- Y 年金制度に関する調査、研究等の会員支援事業
- Y 企業年金の役職員向け研修事業
- Y 企業年金会員への相談事業
- Y 加入者への福祉事業
- Y 共同運用事業



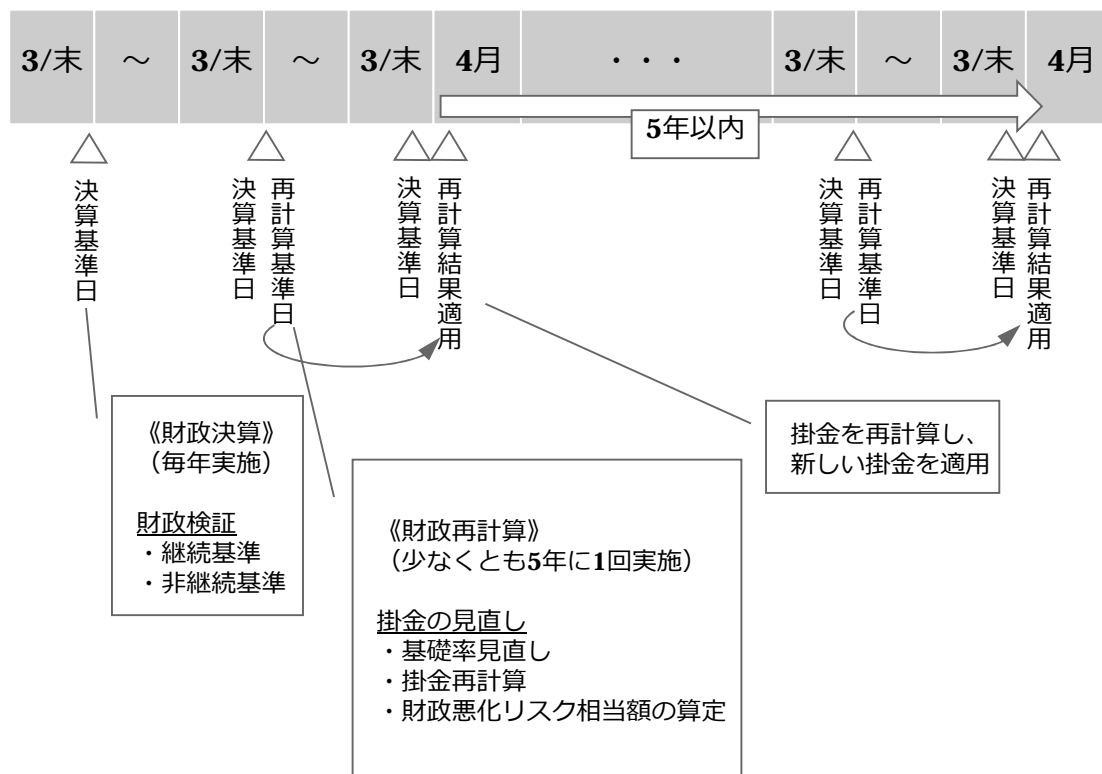
企業年金基金の財政運営

1. 財政決算と財政再計算

企業年金基金は、財政決算を年に1回、財政再計算を少なくとも5年に1回、実施する必要があります。

1. 毎年の財政決算では、財政状況を把握し、積立状況を確認して年金財政の検証を行います。
2. 財政再計算では、毎年の財政決算の実績と計算基礎率の乖離を軌道修正するため、計算基礎率・掛金を見直します（☞P32、33、35、36参照）。
3. 財政再計算では、積立金の資産別時価残高等に基づいて、財政悪化リスク相当額を算定します（☞P37、38参照）。

スケジュール



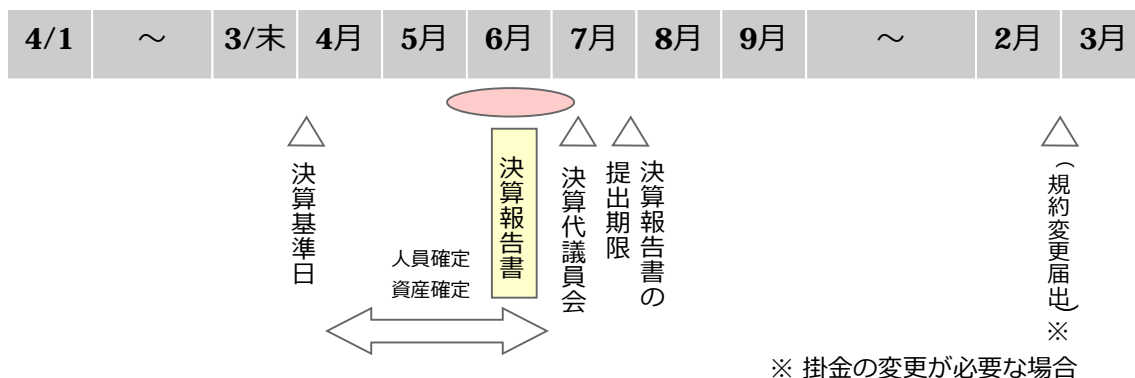
2. 財政決算：（1）財政決算とは

毎年3月末日を基準日として、貸借対照表、損益計算書、積立水準を確認する書類を作成し、年金財政が健全に推移しているか検証します。

1. 毎年の財政決算では、財政状況を把握し、積立状況を確認して年金財政の検証を行います。
2. 貸借対照表・損益計算書により財政状況を把握します。
3. 年金資産の積立状況を確認することで、年金財政が健全に推移することを検証します（☞P24参照）。
4. 事業及び決算に関する報告書は、事業年度終了後4ヶ月以内に厚生労働大臣あてに提出します。

（法第100条、則第117条）

スケジュール



事業及び決算に関する報告書

（則第117条、承認基準4）

①事業報告書

以下の事項を記載する。

- (a) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
- (b) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
- (c) 積立金の運用に関する事項
- (d) 受託業務の委託先及びその委託の内容に関する事項
- (e) 企業年金基金の事業内容及びその実施状況に関する事項

②決算報告書

- (a) 貸借対照表：年金資産と給付債務を対比し、資産の過不足を把握する
- (b) 損益計算書：事業年度中に発生した収益・費用を把握する
- (c) 積立金と責任準備金・最低積立基準額・積立上限額との比較
並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類
：年金資産の積立状況、責任準備金、最低積立基準額、積立上限額に関する明細書

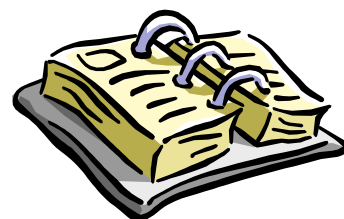
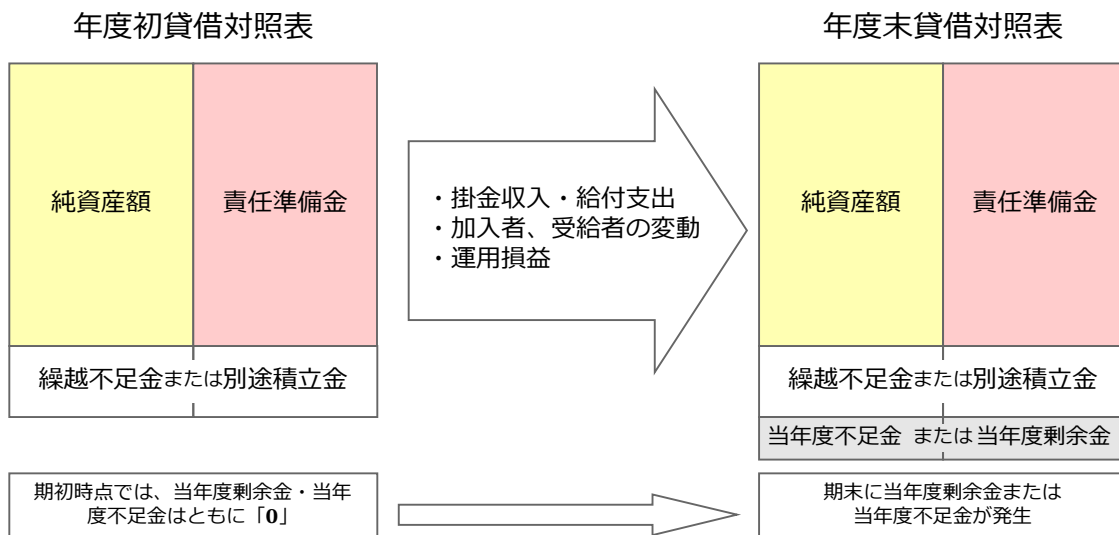
2. 財政決算：（2）貸借対照表

貸借対照表では、年金資産と責任準備金を対比して、期末時点における積立状態（年金資産の過不足）を把握します。

1. 貸借対照表は、発生主義の会計処理により作成します。
2. 年金資産は、純資産額（時価）とします。
3. 責任準備金は、貸借対照表の負債勘定に計上します。
4. 貸借対照表の欄外に、数理債務及び未償却過去勤務債務の額、財政悪化リスク相当額、リスク充足額※を記載します。

※ 「積立金 + 掛金収入現価」のうち、通常予測給付現価を上回る額

貸借対照表の構成



2. 財政決算：（3）責任準備金の算定方法

責任準備金は基金を継続する上での積立目標額となります。

1. 責任準備金は将来の給付見込額（通常予測給付現価）から将来の掛金収入見込み額（掛金収入現価）を控除した額に、財政悪化リスク相当額とリスク対応掛金等を用いて算定します。
2. 財政悪化リスク相当額は、将来の財政悪化（20年に1度程度の確率で発生する運用損失）に備えて算定する額です（☞P37、38参照）。また、リスク対応掛金は、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出することが可能です（☞P39、40参照）。

責任準備金の算定方法

- 責任準備金 =
(通常予測給付現価 + 財政悪化リスク相当額)
- (標準・特別掛金収入現価 + リスク対応掛金収入現価 + 追加拠出可能額現価)
- 追加拠出可能額現価は、財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出されることとなる掛金の額の現価になり、「0から財政悪化リスク相当額の範囲」となります。

追加拠出可能額現価	財政悪化リスク相当額
リスク対応掛金収入 (リスク対応掛金収入現価)	
標準掛金収入 (標準掛金収入現価)	将来の給付額の現価 (通常予測給付現価)
特別掛金収入 (特別掛金収入現価)	
責任準備金	

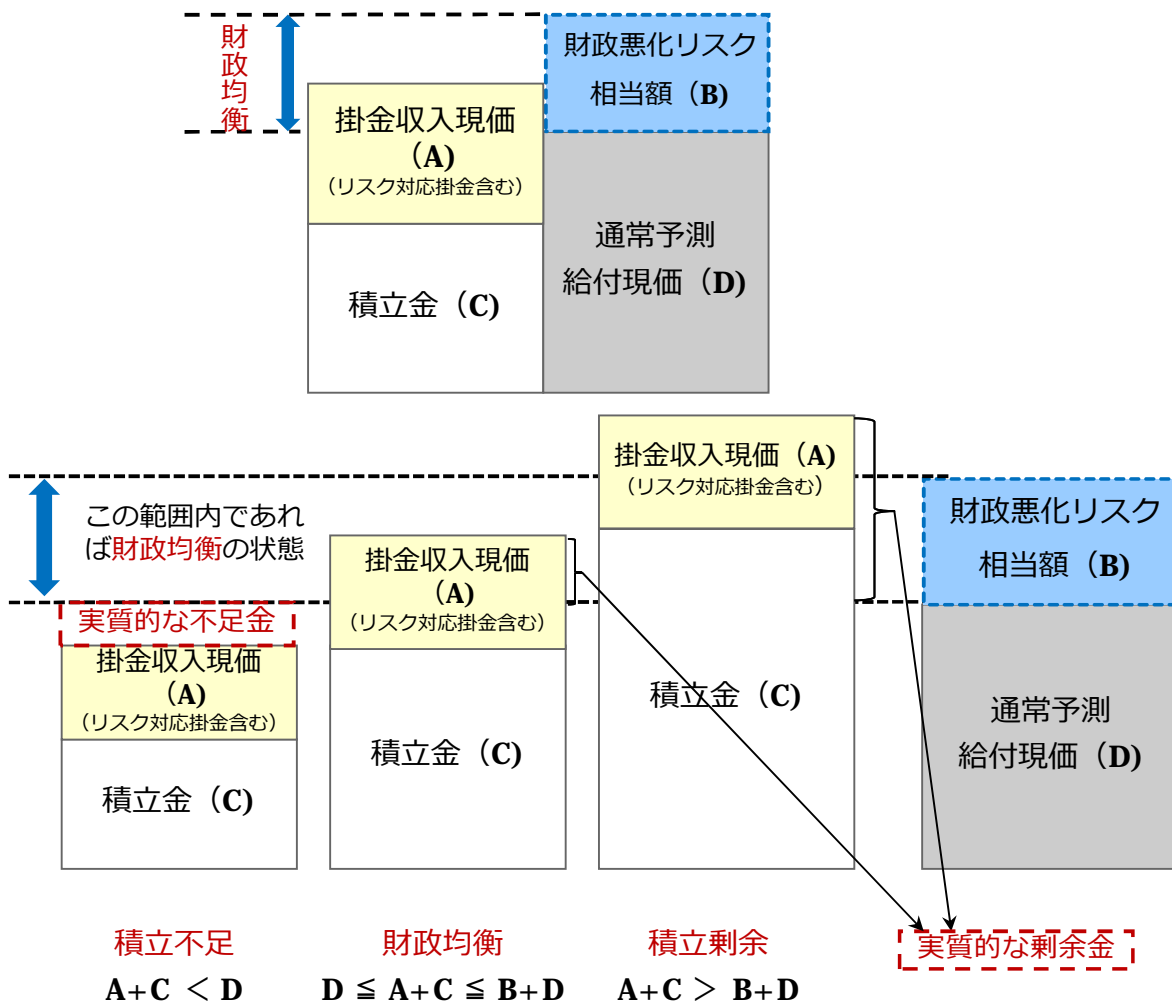
2. 財政決算：（4）財政均衡の考え方

積立金と掛金収入現価（リスク対応掛金を含む）の合計が一定の範囲内であれば、「財政均衡」の状態であると考えます。

1. 「リスク対応掛金」の拠出を可能とすることにより、あらかじめ給付に必要な額以上の財源の手当てが可能になります。
2. 財政均衡の状態に「幅」が設けられ、下図のように、積立金と掛金収入現価（リスク対応掛金を含む）の合計が一定の範囲内であれば、「財政均衡」の状態です。すなわち、財政均衡とは、積立剰余・積立不足ではない状態を言います。

財政均衡の考え方

(A) + (C) が、 \updownarrow の範囲内にある状態を財政均衡の状態と考える



2. 財政決算：（5）剰余・不足の要因

毎年度の決算において、運用利回りや人員構成の変化等の実績と計算基礎率の乖離が、剰余金・不足金の発生の要因となります。

1. 毎年度の剰余金・不足金の発生要因は、下表のとおりです。
このうち、①～②は資産運用に関する差損益、⑥～⑧は加入者や給与の変動に伴う差損益といえます。
2. 剰余金・不足金の発生要因の傾向を理解することは、今後の財政運営を把握するのに有効です。
3. 責任準備金は、財政均衡の範囲内で変動します。このため、当年度剰余金/不足金の発生が抑制されますが、責任準備金の変動の影響（⑨追加拠出可能額現価の増減額）を控除した実質的な剰余金・不足金（☞P21参照）を把握することも重要です。

発生要因	一般的な影響
①時価に基づく利差	時価資産の運用利回りについての予定（予定利率）と実績（時価ベース利回り）との差により生じる差損益
②実質的な剰余金・不足金にかかる利息	実質的な剰余金の経過利息は剰余、実質的な不足金の経過利息は不足
③諸経費	年金経理から支出した業務委託費、年金コンサルティング料、特別法人税、年金数理人費
④他会計との収支	業務経理からの受入金は剰余、業務会計・福祉事業会計への繰入金は不足
⑤特例掛金元利合計 （特例掛金を拠出した場合）	特例掛金を拠出した場合の拠出額及び利息相当分
⑥特別・リスク対応掛金 収入見込差	掛金について、将来にわたって加入者数・給与が不変との前提で収入を見込んだ場合、加入者数・給与が前年度末と比較し増加すると剰余、減少すると不足
⑦新規加入差	新規加入者の加入年齢の実績が予定を上回ると不足、下回ると剰余
⑧昇給差	実際の昇給が予定昇給率を上回ると不足、下回ると剰余
⑨追加拠出可能額現価の増減額	前年度決算時の値から算出した理論値より実績値が大きくなると剰余、小さくなると不足
⑩その他	債務算定におけるその他の前提（予定脱退率、予定再評価率等）と実績との乖離によって生じる差損益

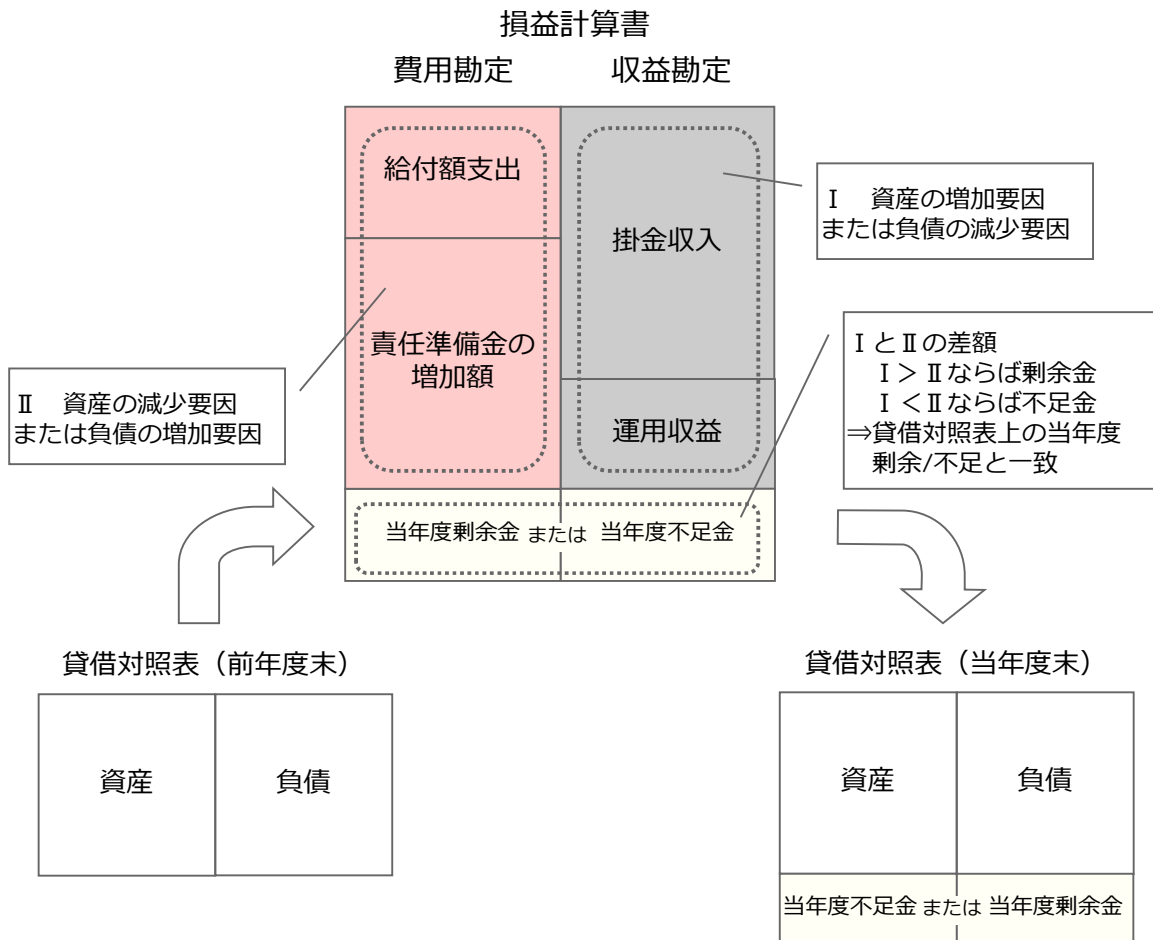
留意点

- Y 財政決算終了後、当年度剰余金の処分または当年度不足金の処理を行い、別途積立金または繰越不足金へ組み入れる。

2. 財政決算：（6）損益計算書

損益計算書では1年間の収益と費用の状況を把握します。

1. 掛金収入・給付額支出の明細、運用収益・損失、責任準備金の増減等を計上します。



主な勘定科目

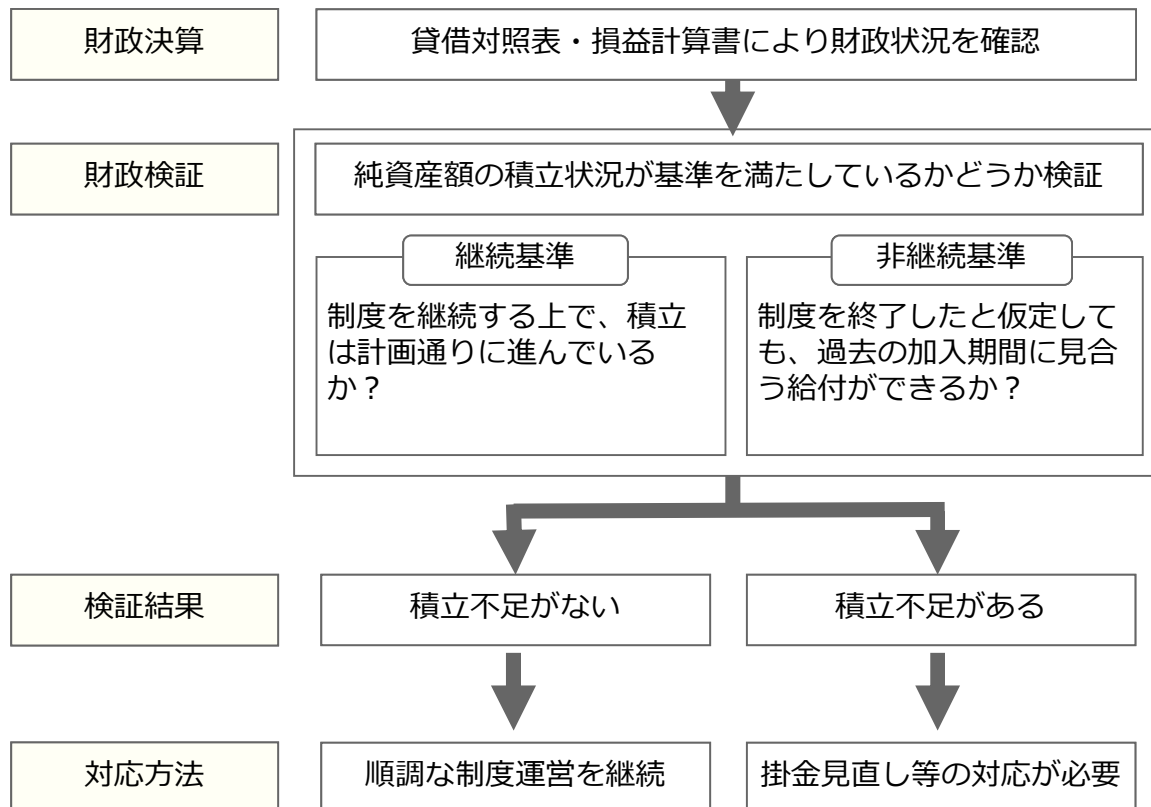
費用勘定	収益勘定
給付費	掛金等収入
運用損失	運用収益
責任準備金増加額	責任準備金減少額
繰越不足金処理金	別途積立金取崩金
当年度剰余金	当年度不足金

2. 財政決算：（7）財政検証

財政検証とは、財政決算時に純資産額の積立状況が基準を満たしているかどうかを検証することです。

1. 継続基準と非継続基準の2つの財政検証を行います。
2. 継続基準は純資産額と「責任準備金」とを比較し、非継続基準は純資産額と「最低積立基準額」を比較します。
3. 財政検証の結果、積立不足があれば掛金の見直し等が必要となります。

財政検証の仕組み



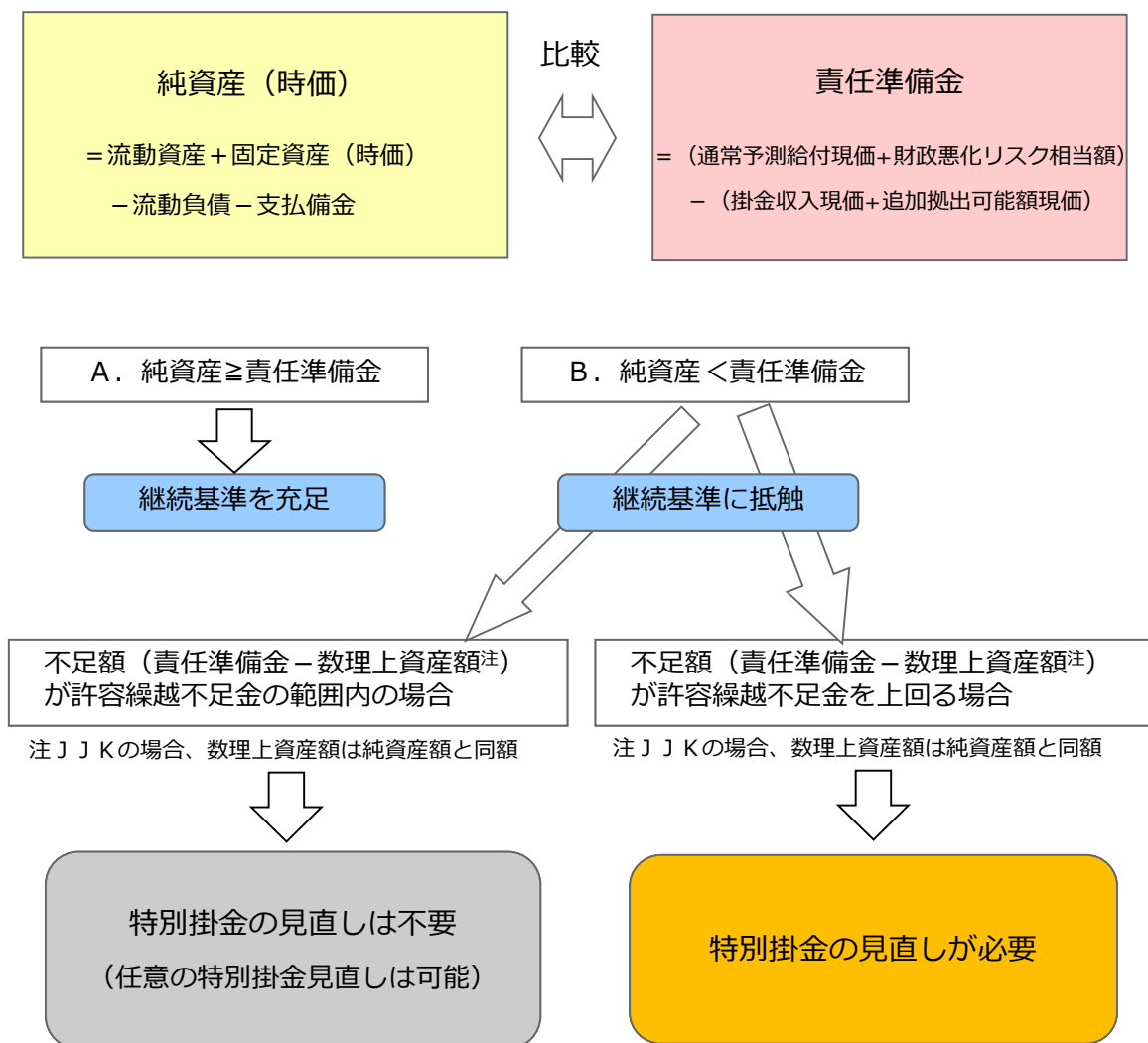
2. 財政決算：（8）継続基準の財政検証①

継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおり積み立てられているかを検証するものです。

1. 純資産額と責任準備金とを比較して、積立状況をチェックします。
2. 純資産額が責任準備金を下回っている場合、継続基準に抵触していることとなります。
3. 継続基準に抵触している場合、不足額と許容繰越不足金を比較して、特別掛金の見直しの有無を判断します。

(法第61条)

継続基準の財政検証の判定

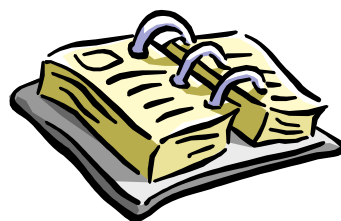
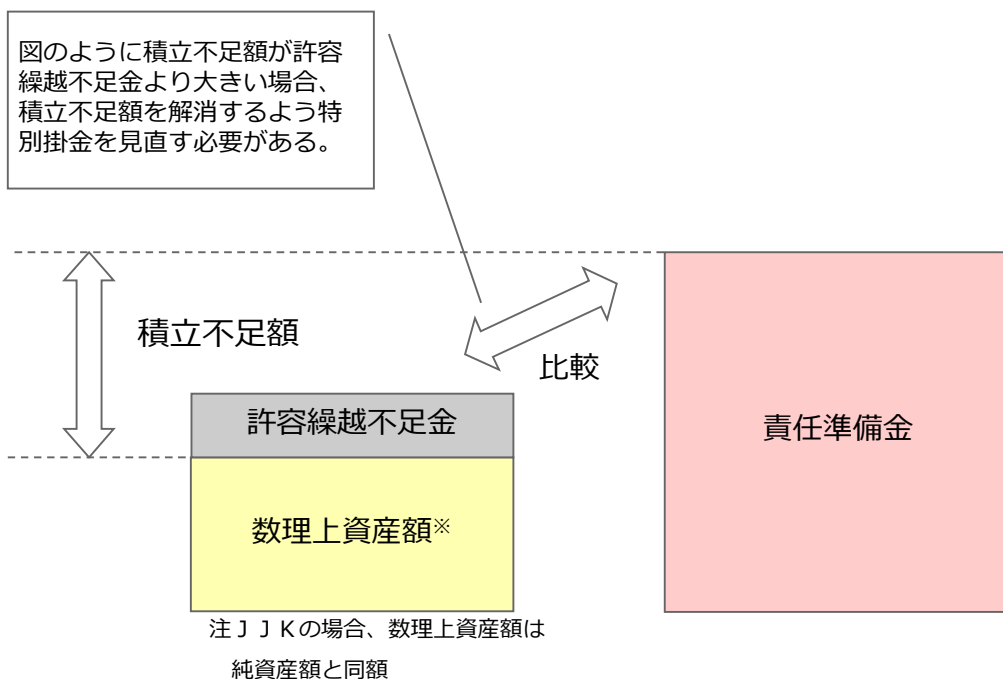


2. 財政決算：（8）継続基準の財政検証②

継続基準に抵触している場合、必要があれば、積立不足額を償却するよう特別掛金を見直します。

1. 継続基準に抵触している場合、（数理上資産額＋許容繰越不足金）と責任準備金とを比較します。
2. 数理上資産額は財政検証に用いる資産額を意味しており、JJKでは時価評価を採用しているため、純資産額と同額となります。
3. 許容繰越不足金は、不足金額の許容幅の意味であり、JJKでは「20年間の標準掛金額の予想額の現価×15%」と定めています。
4. 積立不足額が許容繰越不足金より大きい場合、財政再計算を行い、積立不足額を解消するよう特別掛金を見直す必要があります。

（法第62条、則第56条）

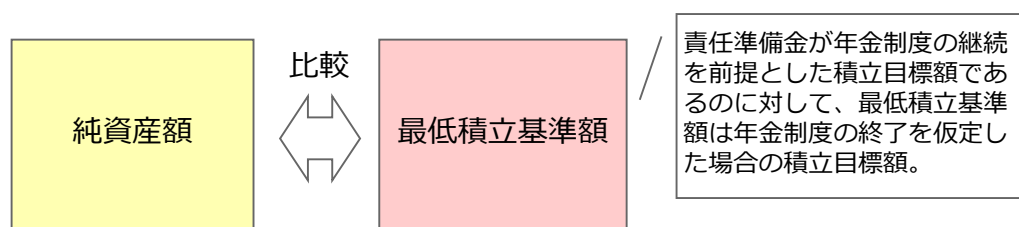


2. 財政決算：（9）非継続基準の財政検証①

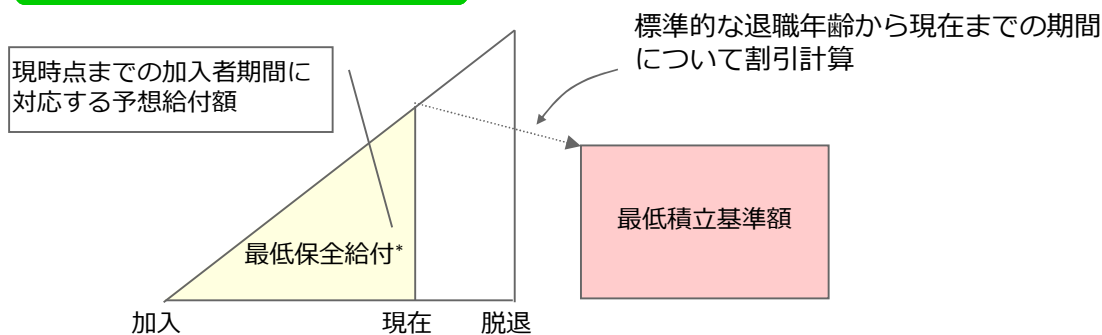
非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。

1. 制度の終了を仮定した積立目標額（最低積立基準額）と純資産額とを比較して、積立状況をチェックします。
2. 積立基準を充足しない場合には、追加拠出の計算をする必要があります。
3. 追加拠出の計算は、積立比率に応じた方法で行います（☞P29参照）。
なお、当分の間は回復計画の策定による方法も可能です（☞P30参照）。

（法第63条、則第58条、則第59条、則第63条・附則（2012年1月31日）第4条）



最低積立基準額の算定方法



* 給付改善を伴う最低保全給付（加入者部分のみ）は、
「最低保全給付×n/5」で評価する緩和措置で算定することが可能
（n：2017年度「0」、2018年度「1」、2019年度「2」、
2020年度「3」、2021年度「4」、2022年度以降「5」）

非継続基準の予定利率

- 最低積立基準額の算定に使用する予定利率は、30年国債の直近5年平均利回りに基づき、厚生労働省告示により示される。
- 上記標準値に0.5%を加減した率を予定利率とすることが可能。
なお、JJKは、上記標準値に0.5%加算した率を予定利率とすることを財政運営規程に定めています。

2. 財政決算：（9）非継続基準の財政検証 ②

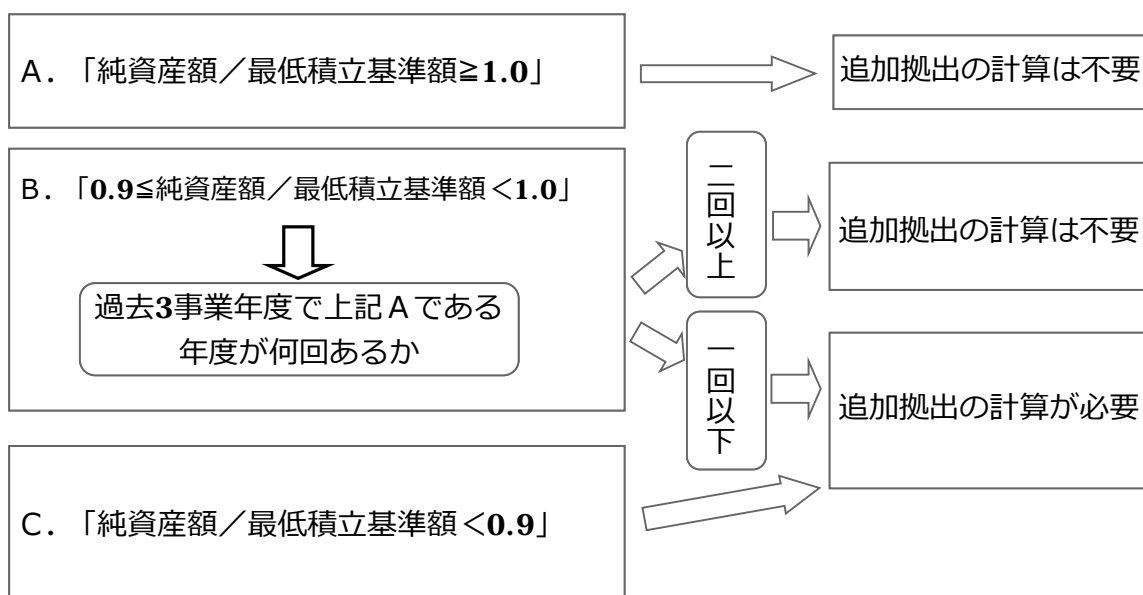
非継続基準に抵触した場合、積立不足を解消するための追加拠出を計算することが必要です。

1. 積立基準を充足する要件は次の2つのいずれかです。

- ① 「純資産額／最低積立基準額」が **1.0** 以上の場合
- ② 「純資産額／最低積立基準額」が **0.9** 以上 **1.0** 未満であって、過去3事業年度のうち、「純資産額／最低積立基準額」が **1.0** 以上の事業年度が **2** 回以上ある場合

(法第63条、則第59条・附則第2条)

非継続基準の財政検証の判定



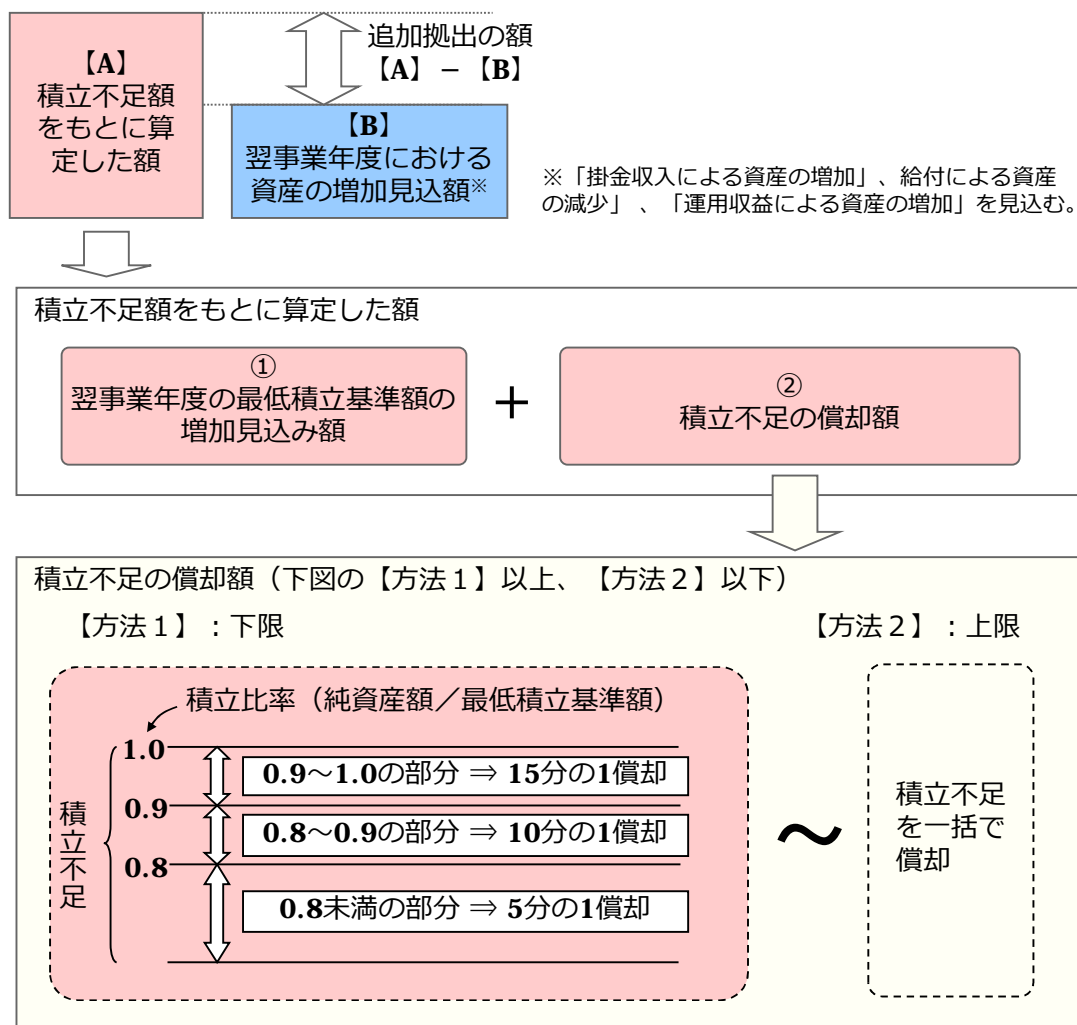
2. 財政決算：(9) 非継続基準の財政検証 ③

追加拠出の計算が必要な場合、積立比率に応じた方法で掛金の額を算出します。

1. 追加拠出する掛金の額は積立比率に応じて算出します。その結果、追加拠出が必要となるケースでは、翌事業年度または翌々事業年度に特例掛金を拠出することになります。
2. 下図の「②積立不足の償却額」は上限・下限がありますが、掛金引上げが少ないケースは下限の場合です。

積立比率に応じた方法

- Y 翌事業年度に拠出する場合：下図の【方法1】以上、【方法2】以下で拠出
Y 翌々事業年度に拠出する場合：下図【A】が【B】を上回る場合に、当該上回る額を拠出



(ご参考) 回復計画の策定による方法

回復計画の策定による方法とは、将来シミュレーションにより、一定期間内に非継続基準の積立要件を充足するような積立計画を策定する方法です。

1. 将来シミュレーションを行い、純資産額が翌々事業年度から7年以内に積立基準を充足するかどうかを確認します。
2. 将来シミュレーションには、計算基礎率を使用して予測した掛金収入・給付支出・最低積立基準額を用います。
3. 現行の掛金で、7年以内に積立比率が**1.0**まで回復しない場合は、翌々事業年度から追加拠出が必要になります。
4. 追加拠出の方法としては、①特例掛金の設定②特別掛金の引き上げ等があります。
5. 回復計画の策定による方法は当分の間の財政検証においては使用可能ですが、その後は積立比率に応じた方法に一本化されます。

(則附則(2012年1月31日)第4条)

回復計画(例)

	当年度末	X年度 (翌年度)	X+1 年度	X+2 年度		X+7 年度
①掛金等収入	-	xxx	xxx	xxx	⋮ ⋮ ⋮	xxx
②運用収益	-	xxx	xxx	xxx		xxx
③給付費等支出	-	xxx	xxx	xxx		xxx
④純資産額	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx
⑤最低積立基準額	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx
⑥積立比率(④/⑤)	1.0未満	x.xx	x.xx	x.xx		1.0以上

▲基準に抵触
← 回復計画策定期間 →

回復計画に用いる利率

Y 最低積立基準額の予測に用いる利率

次の①②のいずれか大きい率を上回らないこと。

①当該事業年度末日の最低積立基準額の算定利率

②翌事業年度末日の最低積立基準額の算定利率

Y 純資産額の見通しに用いる利率

次の①～③のいずれか大きい率を上回らないこと。

①当該事業年度末日の最低積立基準額の算定利率

②翌事業年度末日の最低積立基準額の算定利率

③直近5事業年度における運用利回りの実績の平均と予定利率のうち、いずれか低い率

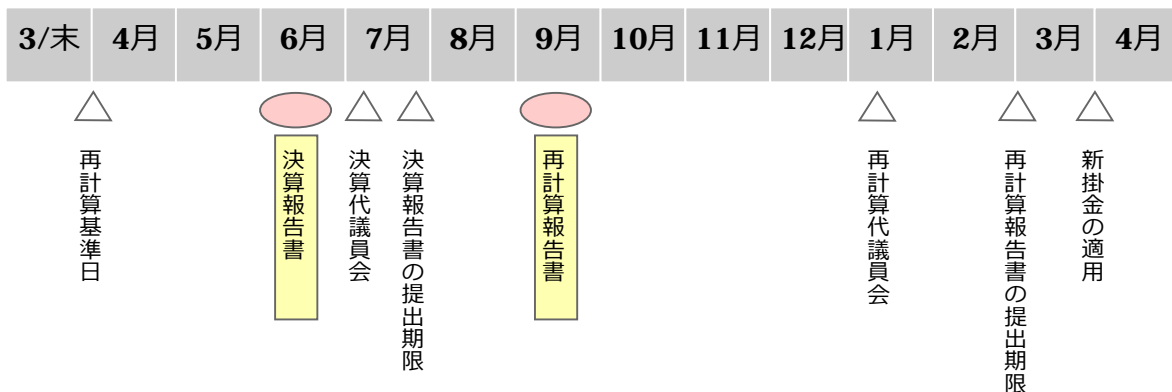
3. 財政再計算：（1）財政再計算とは

財政再計算は、年金財政の長期的健全化を図るため、少なくとも5年毎に行います。

1. 財政再計算では、毎年の財政決算における実績と計算基礎率の乖離を軌道修正するため、財政計画（計算基礎率・掛金・財政悪化リスク相当額）を見直します。
2. 財政再計算では、以下のとおり、掛金の再算定を行います。
 - ①計算基礎率を見直し、新たな計算基礎率により標準掛金を算定します。
 - ②繰越不足金は解消することになり、この場合、未償却過去勤務債務の償却期間を検討し、特別掛金を算定します。
 - ③財政悪化リスク相当額を算定し、その水準の範囲内で任意にリスク対応掛金を拠出します。
3. 財政再計算報告書は、新掛金適用日の約1ヶ月前までに厚生労働大臣あてに提出します。企業年金基金では、事前に代議員会の承認を得る必要があります。

スケジュール

財政再計算を行う年度は、下図のとおり、財政決算に引き続き財政再計算を行う。



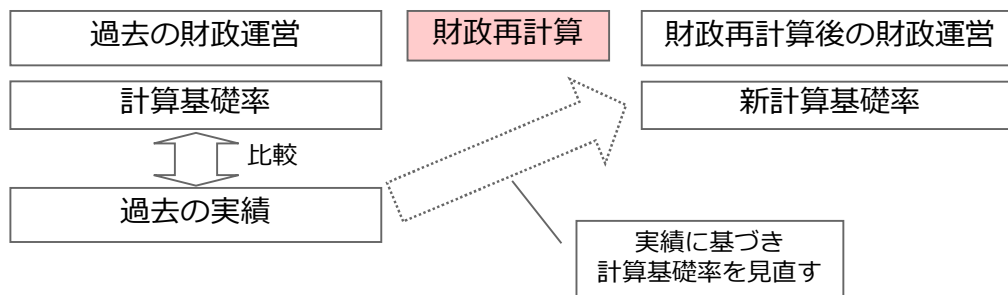
1. 上記の定期的な財政再計算に加えて、以下に該当する場合にも財政再計算を行う必要があります。（法第58条、則第50条）
 - ①基金型企業年金の合併・分割
 - ②規約型企業年金・基金型企業年金相互間の移行
 - ③以下の場合で掛金額が変更となる場合
 - ア. 前回の財政計算の基準日から、加入者数が著しく増減した場合
 - イ. 加入者資格又は給付設計を変更する場合
 - ウ. 事業所の給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合
 - エ. 過去勤務債務の予定償却期間を短縮又は償却割合を増加させる場合
 - オ. その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合
2. 継続基準の財政検証により積立不足を解消するときにも財政再計算を行う必要があります。（法第62条、則第57条）

3. 財政再計算：（2）計算基礎率の見直し①

財政再計算においては、計算基礎率を見直します。

1. 計算基礎率は、財政再計算ごとに定めます。ただし、現行の計算基礎率（予定利率及び予定死亡率を除く）のうち継続して用いることが適切なものについては継続して用いることができます。
2. 主な計算基礎率としては、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数等があり、過去の実績と将来の見込みに基づき設定します。

計算基礎率の設定



予定利率見直しの検討

- ▼ 年金資産の長期期待運用収益率を引き下げようような場合、予定利率の引下げを検討する必要がある。
- ▼ 予定利率を引下げた場合、利差損発生リスクは低下するが、標準掛金は増加する。

(注) 予定利率の引下げとあわせて、年金換算率、据置利率等を引下げ場合は、給付減額となる（年金換算率、据置利率等は、計算基礎率ではなく、給付設計の一部であるため）。



3. 財政再計算：（2）計算基礎率の見直し②

計算基礎率は、過去の実績と将来の見込みに基づき設定します。

1. 計算基礎率は、将来の掛金収入・運用収益・給付支出を予測する前提条件です。

(則第43条)

主な計算基礎率

計算基礎率	内容
予定利率	Y 予想運用利回りであり、将来の給付・掛金収入等を現在の価値に換算するために用いる利率 Y 年金資産の長期期待収益率に基づき合理的に定めた率 Y 予定利率は、下限予定利率※以上で定めること
予定死亡率	Y 加入者・受給権者が死亡する傾向を性別及び年齢に応じて定めた率 Y 一般的には、厚生労働大臣によって定められた率（基準死亡率）を使用する
予定脱退率	Y 加入者が脱退する傾向を年齢ごとに定めた率 Y 計算基準日前3年間の脱退の実績等から年齢ごとに算定 Y 統計データの偶発的な歪みを是正し、安全性または将来の動向予測等から必要な補整を行う
予定昇給指数	Y 加入者の給与の昇給割合を年齢ごとに指数化したもの Y 計算基準日における加入者の年齢別の平均給与の実績等に基づき算定
予定新規加入年齢	Y 新規加入する加入者の年齢の見込み Y 計算基準日前3年間の平均年齢等に基づき算定
予定再評価率・指標利率	Y キャッシュバランスプランにおける再評価率・指標利率の見込み

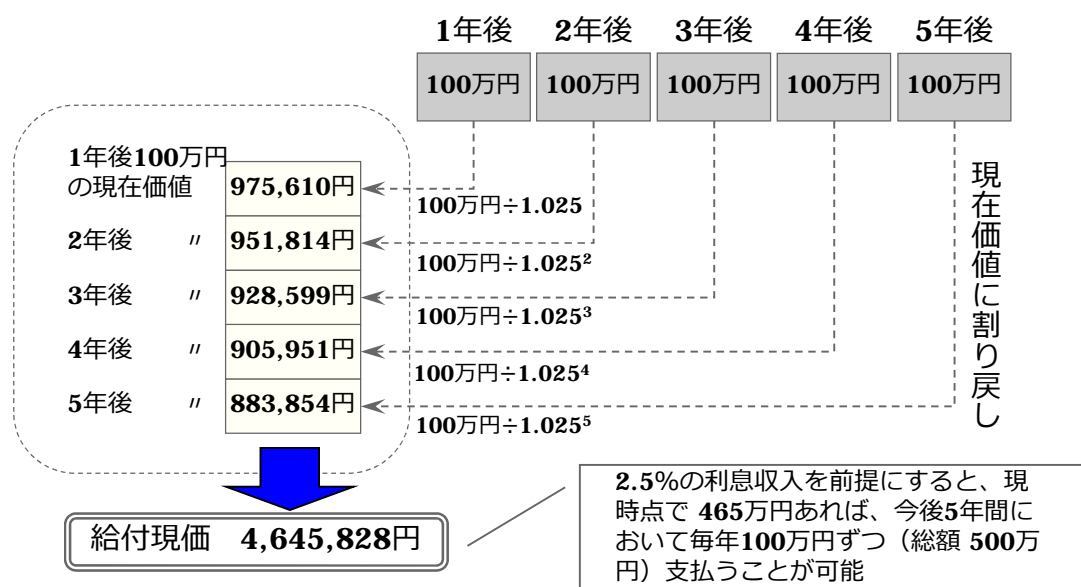
※ 10年国債応募者利回りの直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を勘案して厚生労働大臣が定める率

3. 財政再計算：（3）給与現価・給付現価

掛金算定には、計算基礎率に基づいて算出した給与現価・給付現価を使用します。

1. 給与現価は、加入者に将来支払われる給与額を予測して、計算基準日時点まで予定利率で割引いて算出します。
2. 給付現価は、加入者・受給者に将来支給される年金・一時金額を予測して、計算基準日時点まで予定利率で割引いて算出します。

〈例〉 毎年100万円、5年支払いの場合の給付現価（予定利率2.5%の場合）



給与現価・給付現価の算出の仕組み

Y 現価とは、給与・給付・掛金収入等を一時点で評価しているものであり、将来の金額を現在の価格に換算したもの（割引の考え方）

Y 給与現価の算出

- ① 30歳の加入者の給与現価（例）
= 30歳時の給与額
+ 31歳時の給与見込み額 × 31歳での在職率 × (31歳から30歳までの割引率)

⋮
+ 60歳時の給与見込み額 × 60歳での在職率 × (60歳から30歳までの割引率)

- ② ①の手順を加入者全員に対して行い、総給与現価を算出

Y 給付現価の算出

- ① 30歳の加入者の給付現価（例）
= 30歳退職時の給付見込み額 × 30歳での脱退率
+ 31歳退職時の給付見込み額 × 31歳での脱退率 × (31歳から30歳までの割引率)

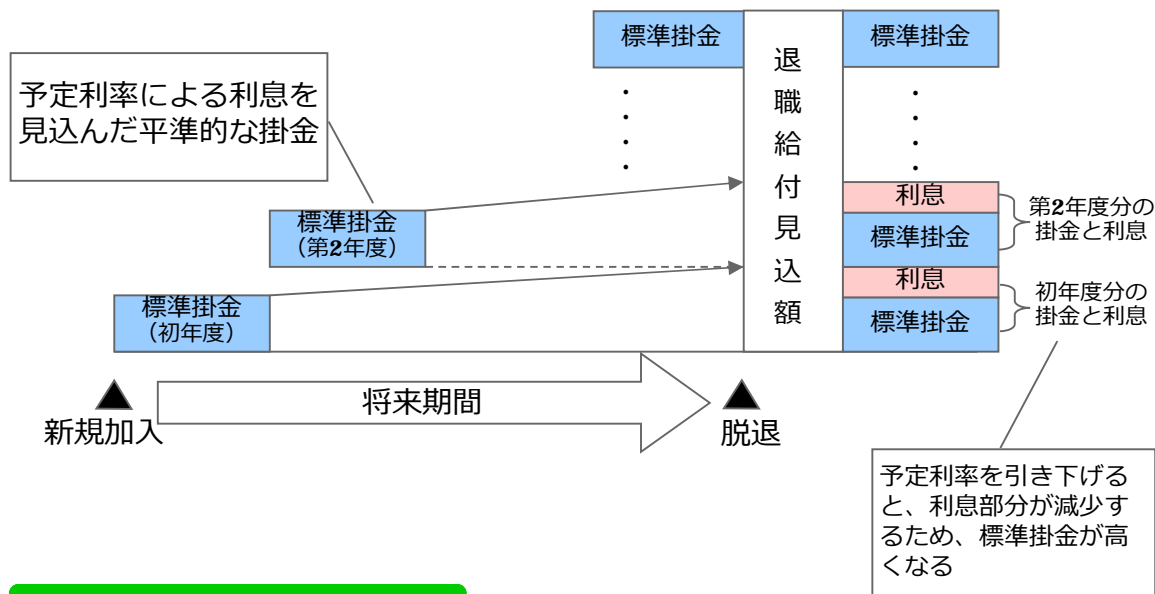
⋮
+ 60歳退職時の給付見込み額 × 60歳での脱退率 × (60歳から30歳までの割引率)

- ② ①の手順を加入者・受給者に対して行い、総給付現価を算出

3. 財政再計算：（4）標準掛金の設定

標準掛金は、加入者の将来期間に対応する給付に必要な掛金です。

1. 標準掛金は、給付に要する費用のうち、加入者の将来期間の給付額を賄うのに必要な掛金です。
2. 標準掛金は、予定利率による利息を見込んで、将来にわたって平準的に計算されます。
3. 掛金の額は、加入者1人あたりの定額や給与に一定の割合を乗じる方法などにより算定します。
(則第45条)



標準掛金率の算出の仕組み

- Y 標準掛金率は、給付現価を給与現価で除して算出する。
- Y 具体的な算出の仕組みは以下のとおり。
 - ①標準掛金は、加入者の将来期間に対応する給付を賄う掛金であり、「将来期間の標準掛金の総額（の現在価値）
= 将来期間に対応する給付（の現在価値）」と表現できる。
 - ②現価の考え方で整理すると、「給与現価×標準掛金率=給付現価」となり、標準掛金率は給付現価を給与現価で除して算出できる。

留意点

- Y 標準掛金は、計算基礎率の見直しにより変動する。

3. 財政再計算：（5）繰越不足金の解消

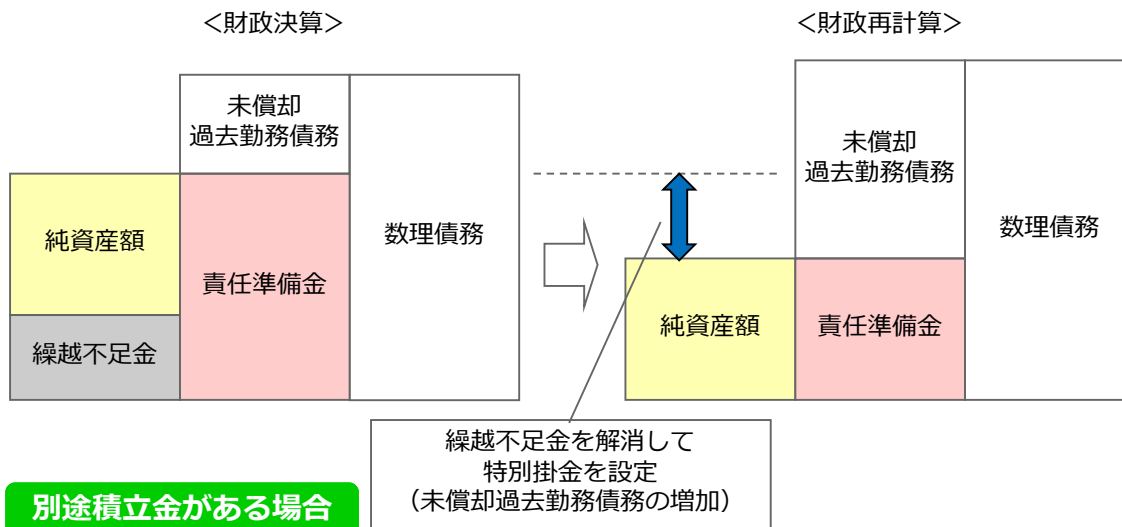
財政再計算においては、繰越不足金を解消することになります。

1. 財政再計算時に繰越不足金がある場合は、その全額の解消が必要であり、計算基礎率の見直しによる影響とともに特別掛金の変動要因となります。
2. 財政再計算で発生した未償却過去勤務債務の償却期間は、原則として3年以上20年以内で設定する必要があります。
3. 再計算後の特別掛金は、原則として現行の特別掛金を下回るように設定することはできません。

繰越不足金の解消

（則第46条）

- Y 財政再計算では、数理債務から純資産額を控除して、未償却過去勤務債務残高とする。
- Y 数理債務から未償却過去勤務債務を控除した額は責任準備金となるため、財政再計算により純資産額と責任準備金は等しくなる。
- Y 特別掛金は未償却過去勤務債務残高に基づき算定するため、結果として財政再計算時には繰越不足金が解消される。



別途積立金がある場合

- Y 別途積立金は不測の事態発生に備え留保する。
- Y または、別途積立金を取り崩して特別掛金の増加を抑制する（特別掛金の引下げも可能）。

3. 財政再計算：（6）財政悪化リスク相当額①

通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として、算定されます。

1. 財政悪化リスク相当額は、全てのDB制度で算定を要し※、財政計算毎に再算定します。
2. 基本的な考え方は、将来において20年に1度発生する損失です。
3. 算定方法は「標準算定方法」「厚生労働大臣の承認が必要な特別算定方法」「厚生労働大臣の承認が不要な特別算定方法」の3種類です。

※受託保証型DBや簡易基準DB（加入者500人未満等が条件）を除く

適用基準

- Y リスク係数※が定められていない資産の割合が20%以上の場合、特別算定方法の適用が必須（標準算定方法は適用不可）。
- Y リスク係数が定められていない資産の割合が20%未満の場合、いずれも適用可。
※厚生労働省が告示。定期的に見直される予定

標準算定方法

財政悪化リスク相当額

=

価格変動リスク

《計算方法及び計算例》

- ① リスク係数が定められている資産について、測定時点の資産額に基づき「資産区分ごとの資産額×リスク係数」の合計額を算出
- ② 財政悪化リスク相当額 = ①の額×資産合計※ / リスク係数が定められている資産合計
※資産合計 > 通常予測給付現価の場合は、通常予測給付現価

資産区分	リスク係数が定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産額 (1)	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
リスク係数 (2)	5%	50%	25%	50%	0%	0%	財政悪化リスク相当額		
(1) × (2)	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 ①		2.46億円 ②

$$\textcircled{2} = \textcircled{1} \times 15 \text{億} / 14 \text{億}$$

3. 財政再計算：（6）財政悪化リスク相当額②

リスク係数が定められていない資産の割合が20%以上の場合は、適用が必須になります。

特別算定方法

- DBの積立金の運用、基礎率その他の事情を勘案して自ら定める方法。

$$\text{財政悪化リスク相当額} = \text{価格変動リスク} + \text{負債変動リスク（任意）}$$

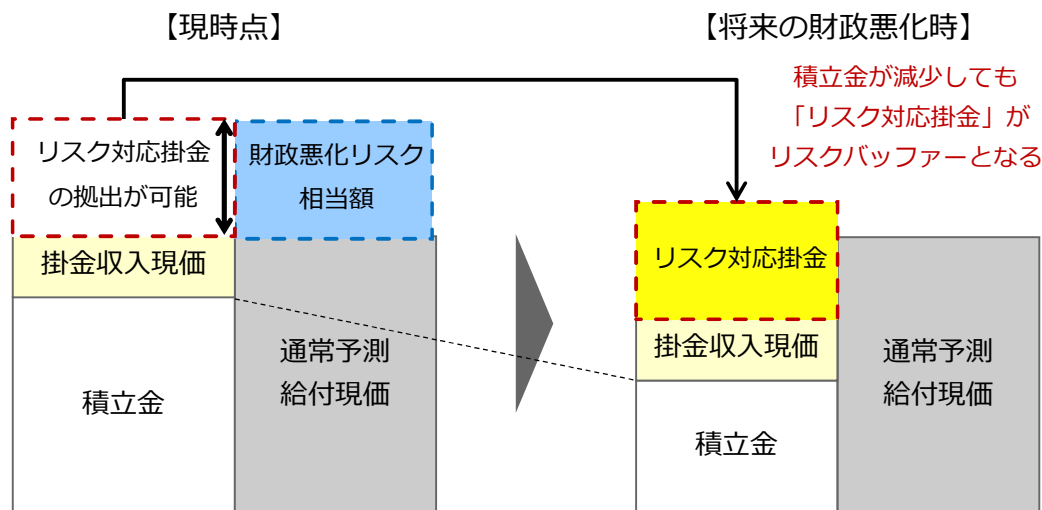
- 主な負債変動リスク
 - (1) 予定利率低下リスク
 - (2) 長寿リスク（終身年金がある場合）
 - 以下①②の方法で計算する場合、厚生労働大臣の承認（事前の審査）は不要。
 - ① 価格変動リスク
 - (i) 現有資産の資産構成割合ではなく、政策アセットミックスに基づき算定する方法※
 - (ii) 権利義務承継、DCへの移換、事業所追加等を理由に積立金の額が増減する場合に、それを織り込み算定する方法
- ※リスク係数が定められていない資産の割合が20%以上である場合を除く
- ② 負債変動リスク
 - 予定利率が1%低下した場合の債務の増加リスクを見込む方法

負債変動リスクを織り込むと、
財政悪化リスク相当額は増加する

3. 財政再計算：（7）リスク対応掛金の設定①

リスク対応掛金は、将来の財政悪化に備えるために任意に設定できる掛金です。

1. 財政再計算に、「財政悪化リスク相当額」の範囲内で、任意に拠出が可能です（承認または認可手続要）。
2. 拠出可能な金額は、財政悪化リスク相当額から別途積立金相当を控除した額に限定されます。
3. 拠出方法の選択肢は、元利均等拠出（5年以上20年以内）、弾力拠出、定率拠出（15%～50%）、段階引上げ拠出の4通りの方法があります。
4. 拠出期間は特別掛金の償却期間より長期に設定する必要があります（潜在的な将来リスクに備えるリスク対応掛金は、既に顕在化した積立不足に対応する特別掛金より、緊急度が低いと考えられるため）。
5. JJKは、積立金が充分保有されているとの判断のもと、リスク対応掛金の設定はございません。（2021年3月末財政再計算結果）



リスク対応掛金の拠出方法

（則第46条の2）

元利均等拠出	5年以上 20年以内で予定拠出期間を定め、その予定拠出期間に基づく掛金を設定する方法
弾力拠出	元利均等拠出で計算される掛金を「下限リスク対応掛金額」とし、その予定拠出期間に応じた最短期間に基づく掛金を「上限リスク対応掛金額」として、「下限リスク対応掛金額」～「上限リスク対応掛金額」の範囲内で、毎事業年度の掛金を設定する方法
定率拠出	残額に 15%以上 50%以下で拠出割合を定め、その拠出割合に基づく掛金を設定する方法 (リスク対応掛金の額が標準掛金の額以下となる場合は、残額を一括拠出することが可能)
段階引上げ拠出	拠出開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくなる方法で、段階的に掛金額を引き上げる方法

予定拠出期間	最短期間
9年未満	5年
9年以上11年未満	6年
11年以上13年未満	7年
13年以上14年未満	8年
14年以上15年未満	9年
15年以上	10年

3. 財政再計算：（7）リスク対応掛金の設定②

リスク対応掛金は、原則として拠出が完了するまで変更できません。

1. 恣意的な損金算入を防止する税制上の観点より、原則として拠出が完了するまで変更できません。

リスク対応掛金の変更ルール

（則第46条の2）

《リスク対応掛金を変更できる場合》

要件	変更内容
財政計算に伴い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合	特別掛金収入現価の増加額の範囲内でリスク対応掛金額を減少
定例財政再計算に伴い、財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分が前回計算時より増加する場合	増加分に対して新たにリスク対応掛金を定め、リスク対応掛金に加算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併・分割 ・ 規約型→基金型、基金型→規約型への移行 ・ 加入者数の著しい変動 ・ 加入者資格または給付設計の変更 ・ 権利義務の移転承継 ・ その他著しい変動（資産構成の大幅な変更等） 	リスク対応掛金を含めた掛金の再設定

《リスク対応掛金を変更しなければならない場合》

要件	変更内容
定例財政再計算に伴い、財政悪化リスク相当額を超える財源が措置された場合	リスク対応掛金を減少または拠出終了

MEMO

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

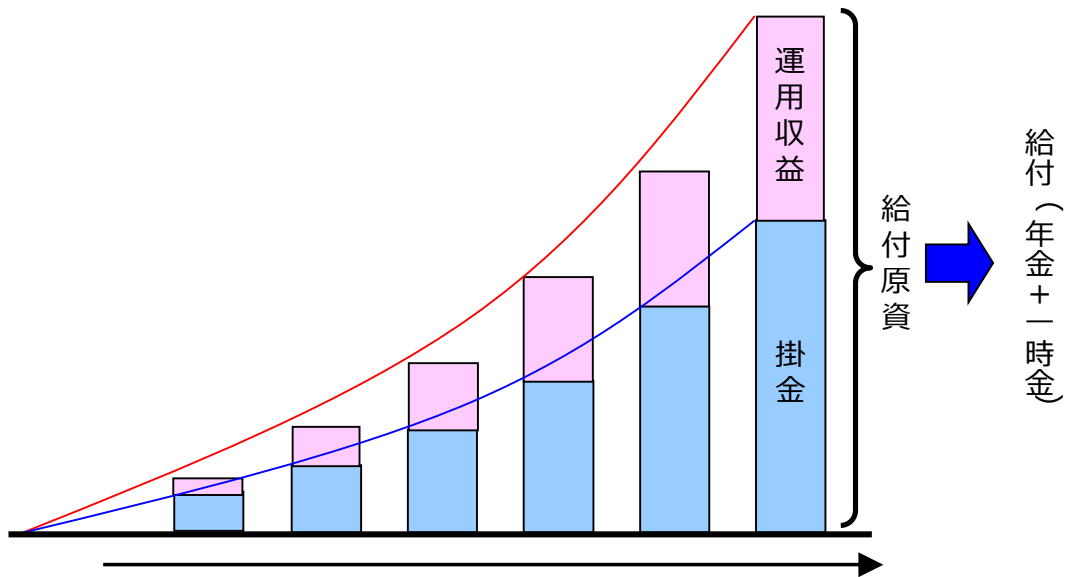
企業年金基金の資産運用

1. 年金資産運用の目的

年金資産運用の目的は、長期にわたり安定的に給付を行うための原資を確保することです。

1. 確定給付型の企業年金では、将来の給付に備えて事前に資産の積立を行います（事前積立方式）。
2. 将来の給付原資は掛金と運用収益によって賄われることが前提となっており、資産運用によって一定の収益を確保することを前提に、掛金額が算定されています。
3. 年金資産運用は、制度が存続する限り継続することになりますので、長期的な視点から考える必要があります。

収支相等の原則：掛金 + 運用収益 = 給付（年金または一時金）
（掛金 = 給付 - 運用収益）



2. 年金資産運用の特徴：（1）運用の基本方針と運用指針

基金全体の運用方針を規定した運用の基本方針の作成と運用機関への運用指針の提示が必要です。

1. 運用の基本方針とは、リスク許容度、成熟度、積立水準、事業主の掛金負担能力・経営状況等、基金の個別事情に応じた資産運用に関する包括的な方針を定め、明文化したものです。
2. 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するように努めなければなりません（分散投資義務）。
3. 基金は、運用執行理事を置かなければなりません。
4. 運用指針（ガイドライン）は、運用の基本方針に基づき個々の運用機関の役割と遵守事項を提示するものです。

運用の基本方針

（令第45条、則第83条）

- ①運用の目的
- ②運用目標
- ③資産構成
- ④運用受託機関の選任
- ⑤運用業務に関する報告内容・方法
- ⑥運用受託機関の評価
- ⑦運用業務に関する遵守事項
- ⑧その他運用業務に関し必要な事項

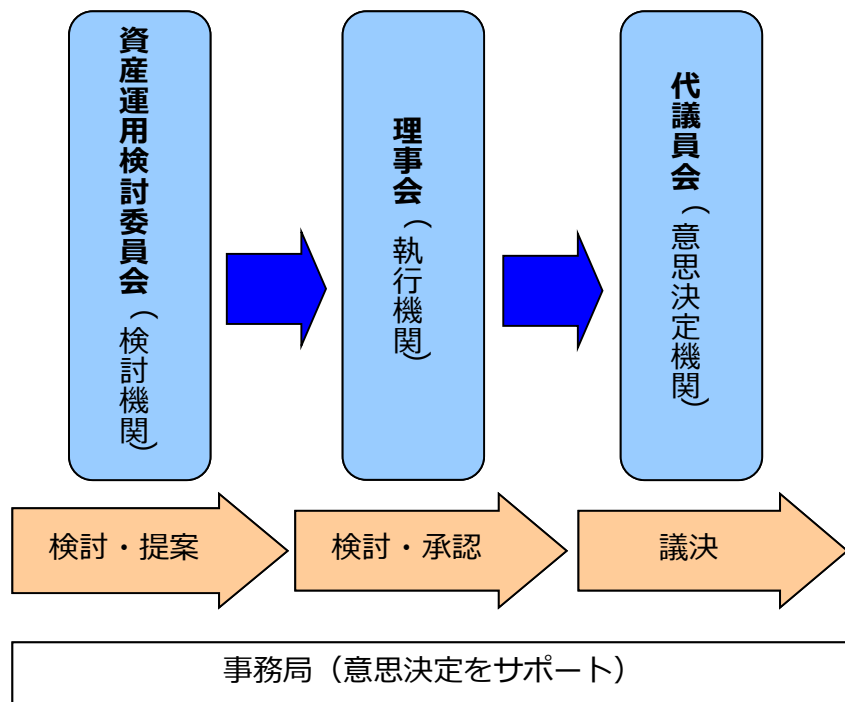


2. 年金資産運用の特徴：（2）基金のガバナンス

適切な意思決定とリスク管理を行うため、意思決定プロセスと運用管理体制を構築することが重要です。

1. 資産運用は専門性が高いため、資産運用検討委員会等の専門委員会を設置し運用の基本方針等の検討を行うことが広く行われています。
2. 運用の基本方針のような基金運営に大きな影響を及ぼす事項については、理事会の承認、代議員会の議決を得ることが望まれます。

《運用の基本方針等の改定プロセス》



資産運用検討委員会

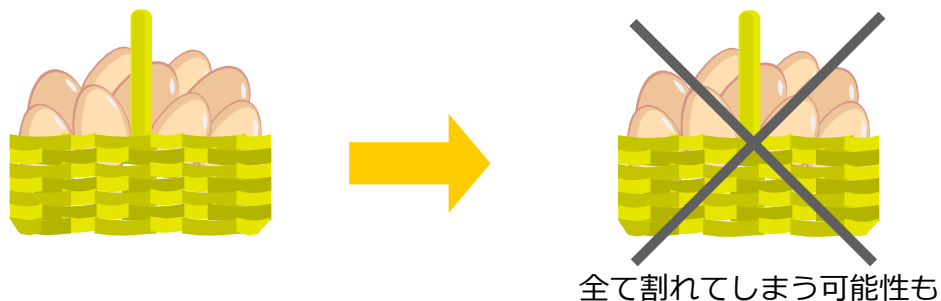
- Y 役割
運用の基本方針、運用指針や政策アセットミックスの策定及び見直し、運用機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等。
- Y 構成
理事、代議員、事業主の財務または労務に関する業務を担当する役員等。専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。
- Y 位置づけ
業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会が行うもの。

2. 年金資産運用の特徴：（3）運用商品の選定

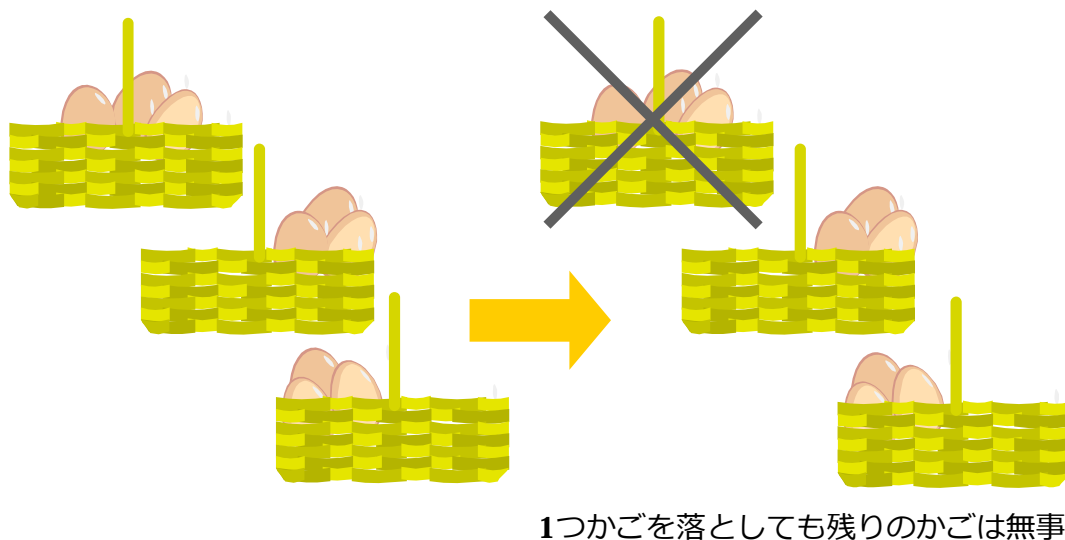
資産運用では、分散投資によりリスク低減を図ることが重要です。

1. 信託銀行と投資顧問会社の運用商品及び生保特別勘定は、元本保証がなく、収益の配当額は運用実績により変動します。
2. 生保一般勘定には、元本と利率の保証があり、生命保険会社が運用のリスクを負います。
3. 分散投資を行うメリットは以下の通りです。
 - ①特定の資産への集中投資は大きなリスクを負うことになり、その資産の価格が大きく下落した場面では大きな損失を被ることになります。一方で、複数の資産を組み合わせる運用した場合には、1つの資産の価格が下落しても全体としては損失を抑えることができます。
 - ②値動きの異なるいくつかの資産や銘柄を組み合わせる分散投資が、資産運用の基本的な考え方になっています。

卵を1つのかごに入れると・・・・・・・・



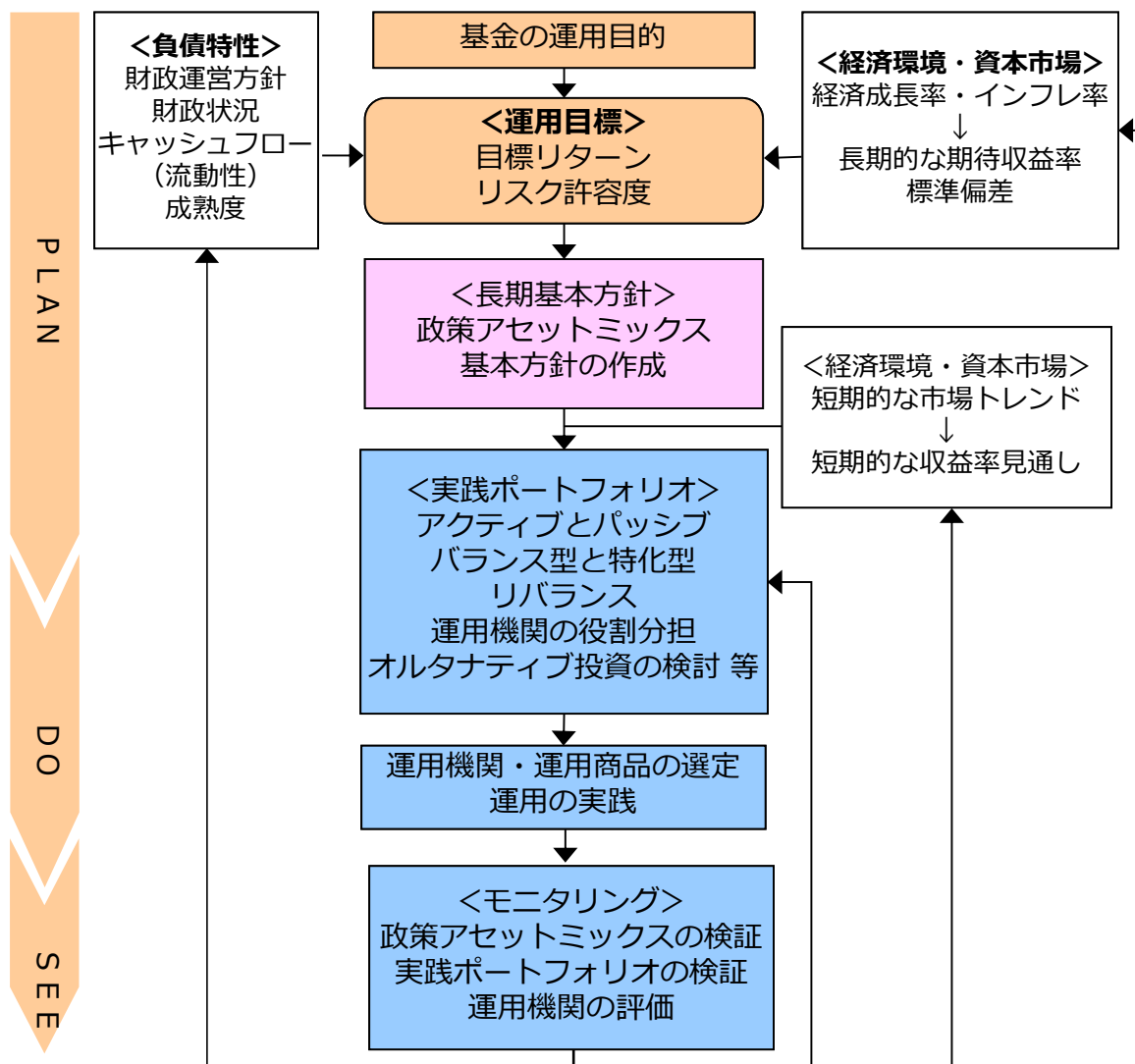
いくつかのかごに分けて入れておけば・・・・・・・・



3. 資産運用の手順（プロセスの概要）

資産運用では、PLAN-DO-SEEのプロセスを継続して実施することが重要です。

1. 資産運用の成果が基金財政に大きな影響を与えるため、適切なプロセス（PLAN-DO-SEE）による運用管理体制を作ることが重要です。
2. PLANでは、基金としての運用目的・運用目標を定め年金ALM分析等を活用しながら政策アセットミックスを策定します。これらの運用の基本的な考え方を運用の基本方針に明文化します。
3. DOでは、政策アセットミックスに基づく実践ポートフォリオの作成や運用機関・運用商品の選定をした上で、実際の運用を行います。各運用機関には運用指針によって個々の役割分担や運用上の制約条件等を明示します。
4. SEEでは、資産配分計画や運用機関の運用状況についてモニタリングします。運用機関については、定量評価・定性評価両面から評価します。



4. 政策アセットミックス

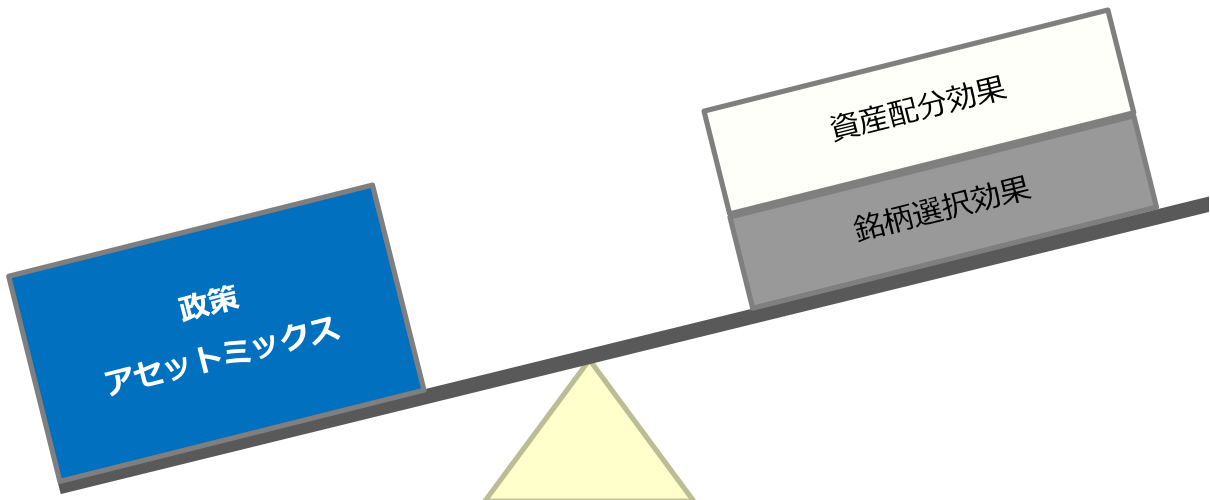
政策アセットミックスは、資産運用における意思決定の基盤となります。

1. 政策アセットミックスとは、長期的な観点から決定された運用目的と基金のリスク許容度を踏まえて策定される資産配分計画のことです。
2. 政策アセットミックスの策定によって、目標リターン水準と許容しなければならないリスク水準を定め、資産運用における基本的な考え方を明確にします。
3. 政策アセットミックスを検討する際は、事業主の掛金負担能力、基金の成熟度、基金や事業主のリスクに対する考え方等を踏まえ、許容できる不足金や掛金上昇幅の水準を設定することが必要です。
4. 政策アセットミックスは、3.の内容等に大きな変更があった場合を除いて安易に変更すべきものではありません。

政策アセットミックスの重要性

- Y 資産配分は投資プロセスの中で運用パフォーマンスへの影響度が非常に高く、影響度の約90%を占めると言われています注。
- Y 市場状況を見ながらの資産配分の変更や、アクティブ運用による超過収益は、政策アセットミックスの影響度と比べると相対的に小さい。

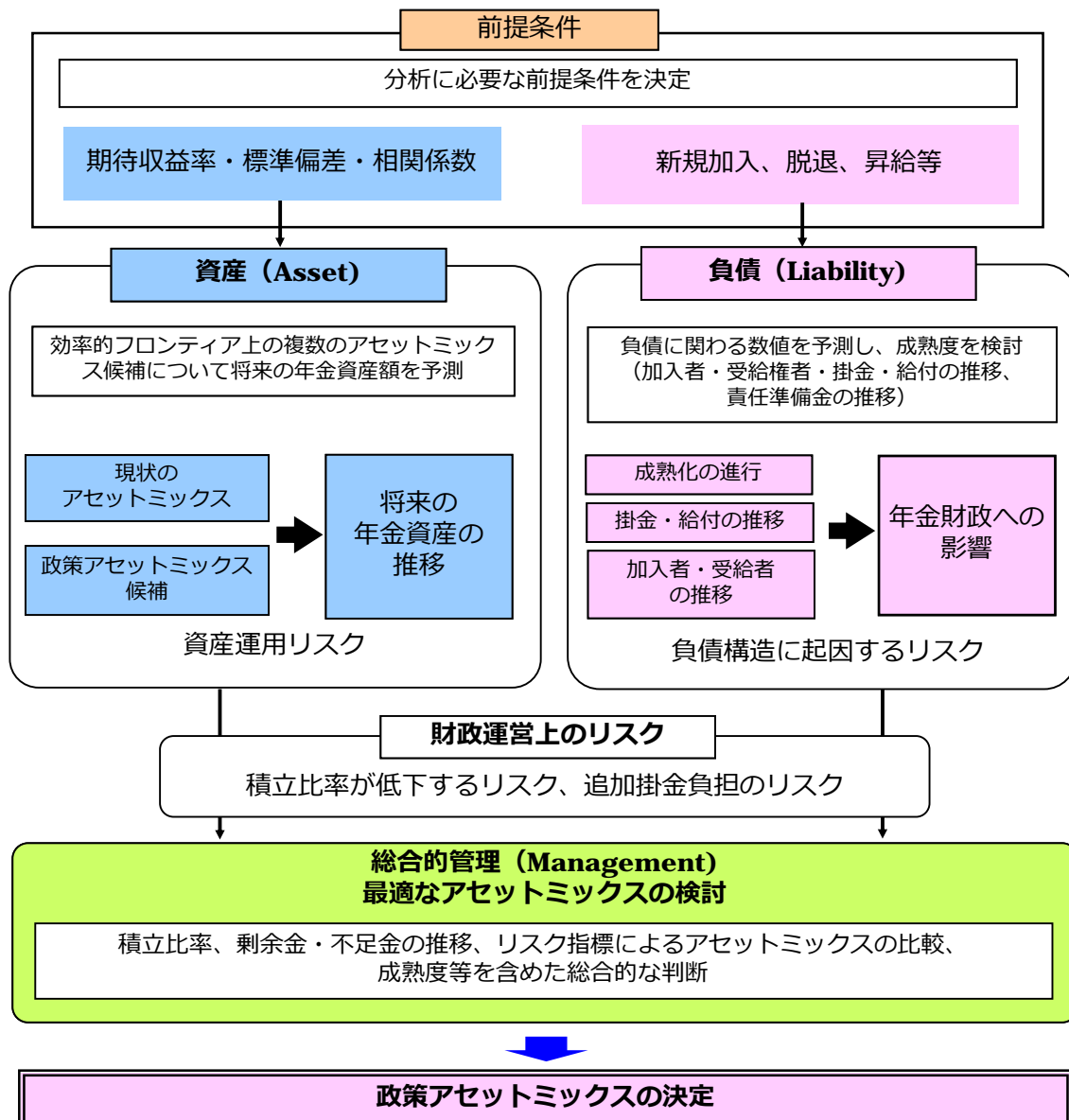
注.1986年にプリンソンらは、リターンの変動の約90%は、政策アセットミックスにより説明できると主張した。



5. リスク許容度（年金ALM分析）①

政策アセットミックスは、年金ALM分析等により将来の年金財政を把握するなど、合理的な方法により定めなければなりません。

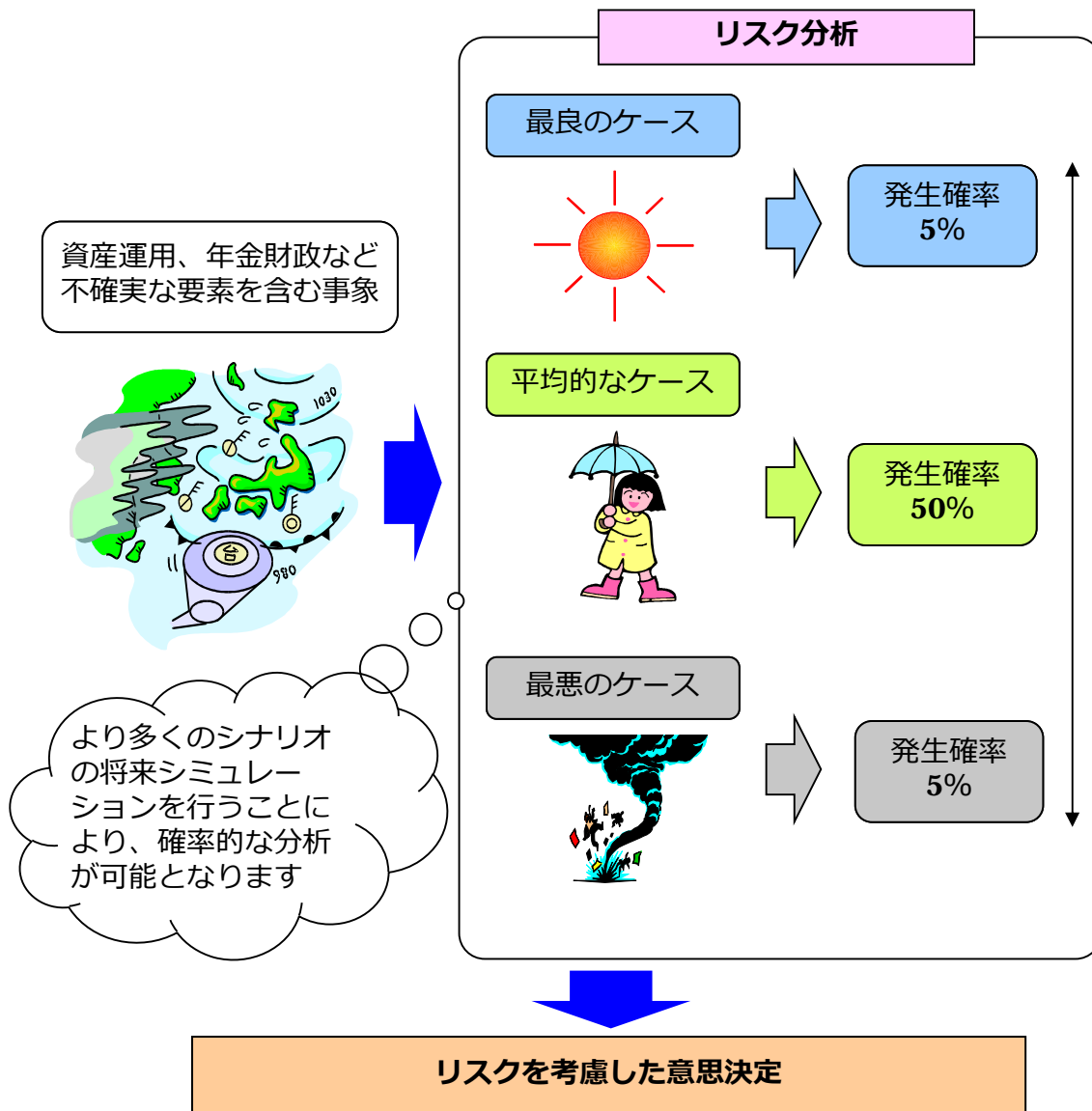
1. 年金ALM分析とは、年金資産（Asset）と年金負債（Liability）を総合的に管理（Management）する手法です。
2. 具体的には、新規加入や脱退等の前提を置き年金資産と負債の将来予測を行うことで、将来の財政状況を分析します。アセットミックスの違いや将来の運用環境の良し悪しによる将来の財政状況の変化を把握していきます。
3. 分析結果に基づき運用リスクとリターンを整理しながら、基金のリスク許容度等も踏まえ最適なアセットミックスを決定します。



5. リスク許容度（年金ALM分析）②

年金ALM分析では、多様なシナリオに基づくリスク分析を行い、基金を取り巻くリスクを明らかにしていきます。

1. 年金財政は、将来の人員動向や、債券・株式等の運用環境という不確実かつ多様な要素の影響を受けるため、適切な意思決定を行うためにはリスクの所在と大きさを把握する必要があります。
2. 年金ALM分析では、さまざまなシナリオを設定して将来の基金財政について確率的な分析を行い、その分析結果をベースに政策アセットミックスを検討します。
3. 加入者・受給権者の動向や、負債の推移、資産運用のあり方について討議することで、基金関係者の基金財政に対する認識を共有する機会となります。



6. 実践ポートフォリオ

実践ポートフォリオは、政策アセットミックスに基づき構築した実際のポートフォリオです。

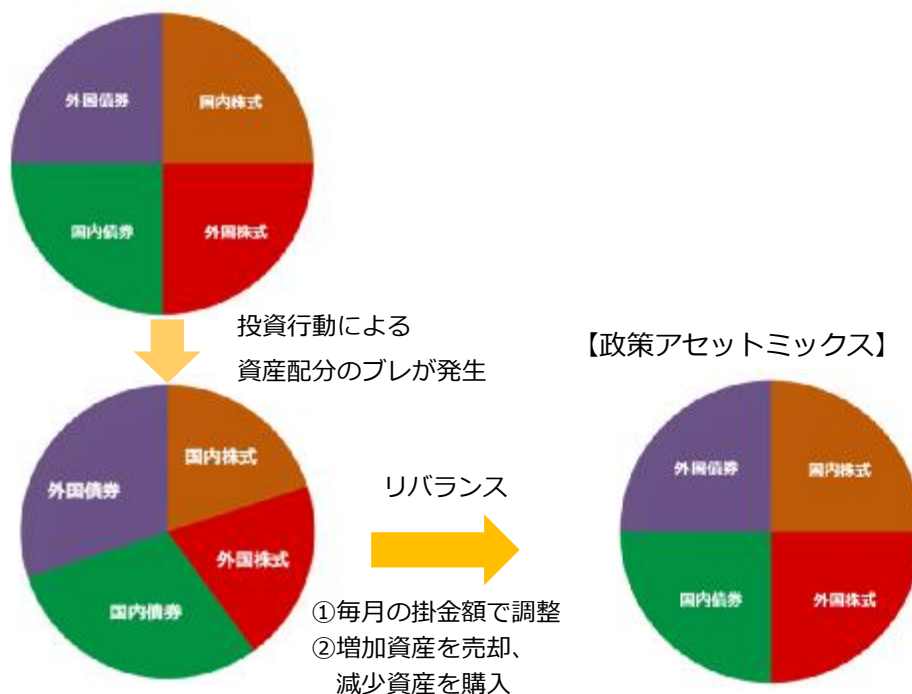
1. 実践ポートフォリオの構築は、市場環境の中期的な変化に応じてリスクをコントロールしながら、政策アセットミックスに対する付加価値を追求するプロセスです。
2. 基金の運用目的や運用管理体制、運用に対する考え方を踏まえ、バランス型運用か特化型運用か、アクティブ運用かパッシブ運用かといった、各運用機関の役割を明確化します。
3. 時価の大幅な変動等によって当初想定のリスク水準から乖離する場合、リバランスにより修正します。

資産運用のリバランス

- Y 乖離した資産配分とリスク水準を本来のものに戻すことをリバランスといい、一般的にバランス型運用を用いています。
- Y 特化型運用には資産配分を調整する役割が与えられていないため、リバランスを行う必要があります。
- Y 常に政策アセットミックスどおりにリバランスを行うことはコストが高くなり現実的ではないため、リバランスの基準を設けて管理することが必要です。

《リバランスの方法（イメージ）》

【政策アセットミックス】

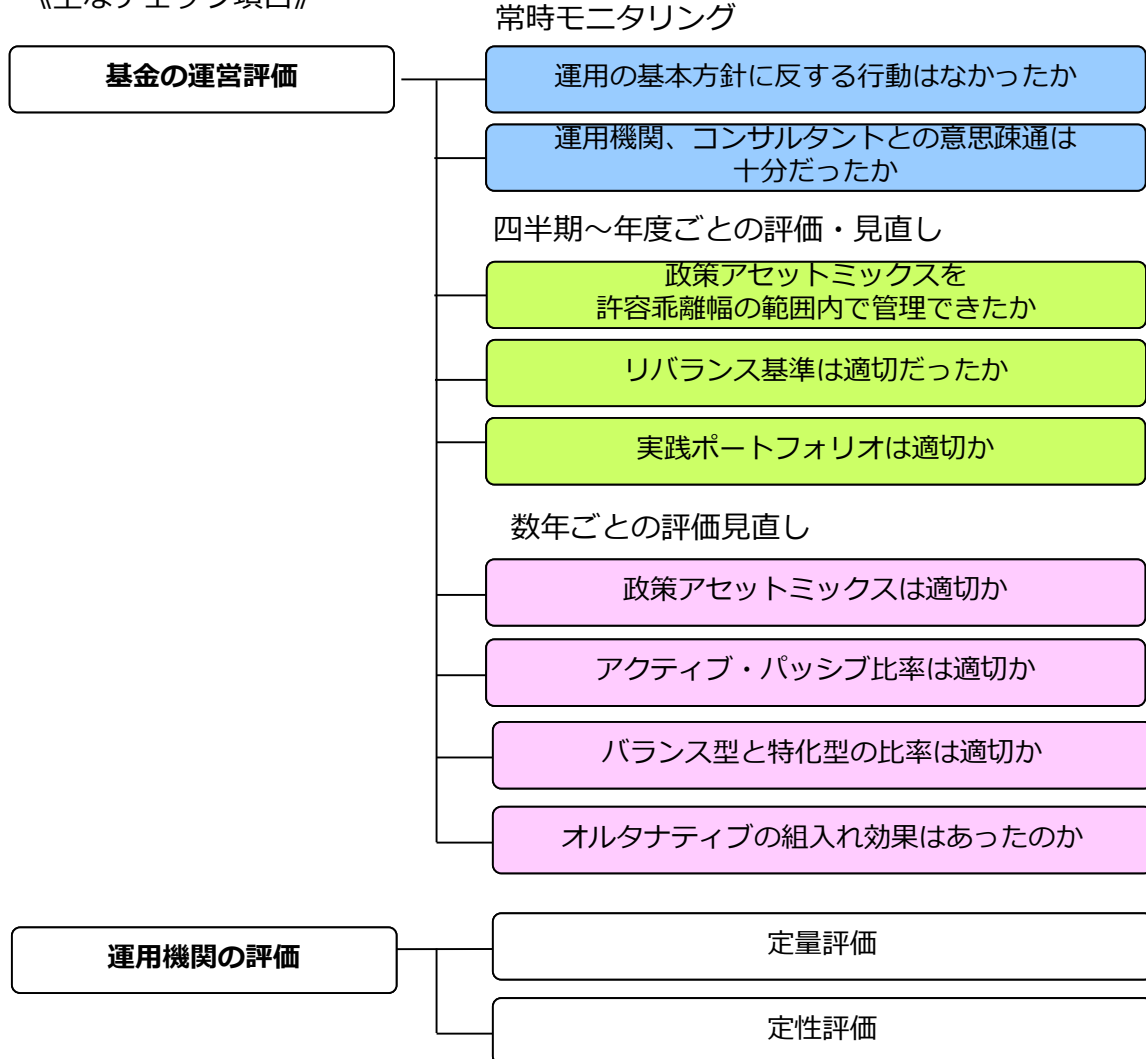


7. 資産運用の評価

政策アセットミックスや実践アセットミックスなどの定期的な検証が重要です。

1. モニタリングとは、運用プロセスの中ではSEEの部分にあたり、政策アセットミックスや実践アセットミックスが適切かどうか、それぞれの運用機関が与えられた役割を果たしたかどうか等をチェックすることです。
2. モニタリングというとは一般には、受託機関の運用評価を中心に考えますが、基金自体の運用政策が適切であったか、運用政策に合致した運用機関への指示がなされていたかについての検証も重要です。

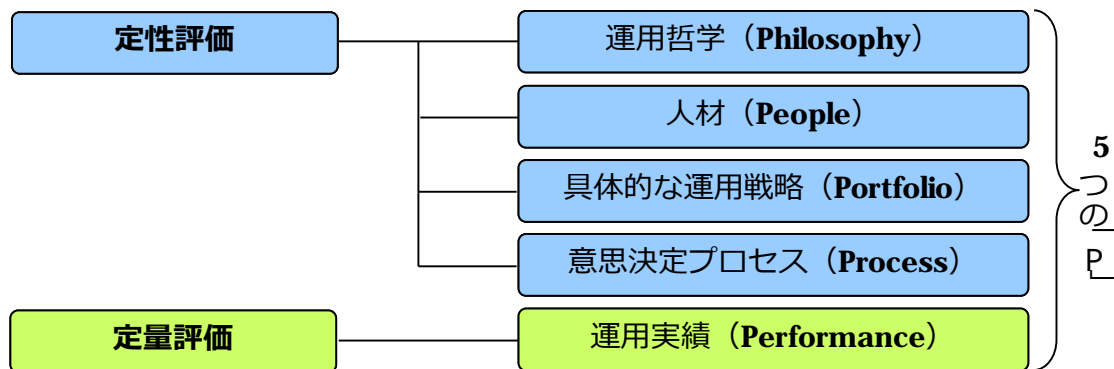
《主なチェック項目》



8. 運用機関の評価

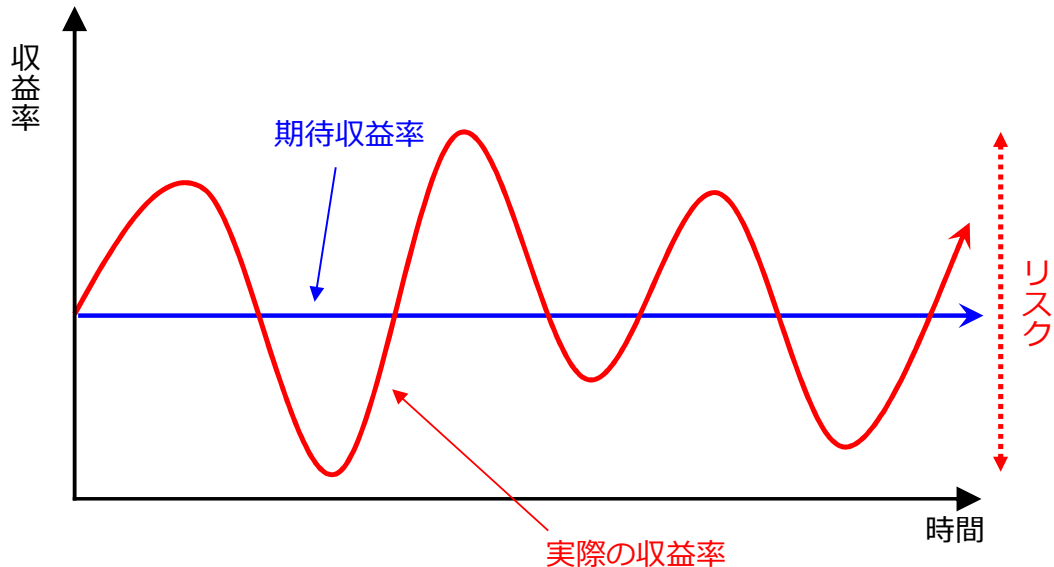
運用機関の評価は定量評価と定性評価をバランス良く組み合わせて行う必要があります。

1. 定量評価とは、運用実績値等の定量的なデータを要因分析し運用内容の評価を行うものです。定量評価においては、単に獲得した収益の大小を問うだけではなく、運用方針に沿ったリスクコントロールが行われていたかなどのチェックも必要です。
2. 定性評価とは、高い運用成績がその運用機関の将来の運用成績を保証するわけではないことを踏まえて、運用哲学や人材など数値では捉えきれない運用機関の能力を評価しようとするものです。



期待収益率は将来発生する収益率（リターン）の期待値を、
リスクは収益率の変動幅を、それぞれ意味します。

1. 資産運用において、リターンとは運用収益率（運用資産額に対する運用損益額の比率）です。
2. 期待収益率とは、将来発生する収益率の期待値（平均的な水準）を表します。
3. リスクは、日常生活では危険（性）という意味で使用されますが、資産運用では収益率の変動幅を表します。
4. リスクの大きさは、標準偏差という指標で表されるのが一般的です。標準偏差が大きいほどリスクが高く、標準偏差が小さいほどリスクが低くなります。



期待収益率の計算方法

- Y 資産全体の期待収益率は、各資産の期待収益率を資産配分の比率で加重平均したものになる。

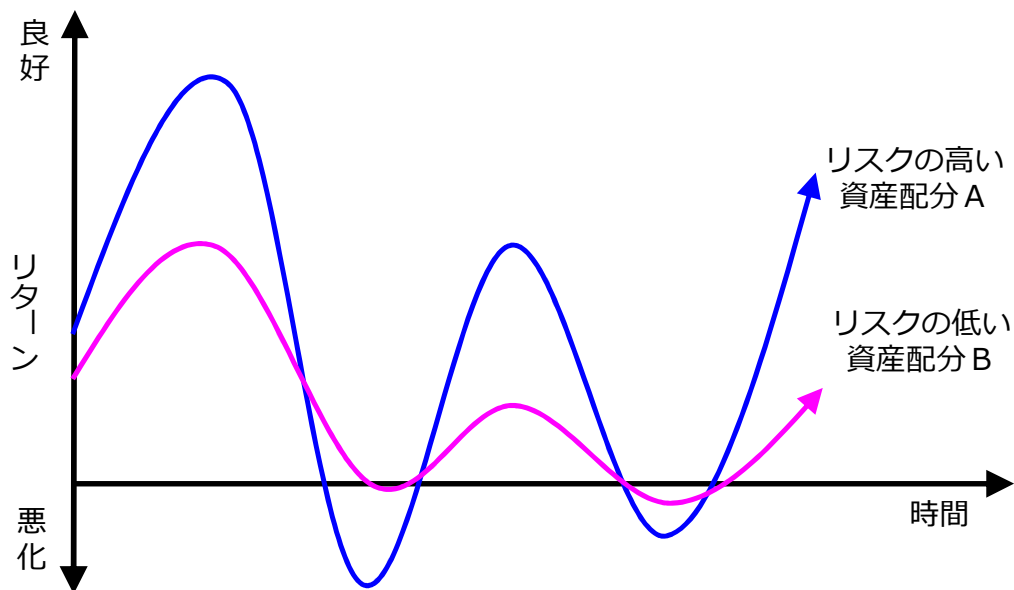
(例) 期待収益率の計算

	債券	株式	短期資産
資産配分	60%	35%	5%
期待収益率	2%	5%	1%

$$\text{期待収益率} = 2 \times 60\% + 5 \times 35\% + 1 \times 5\% = 3\%$$

リスクとリターンの間には、トレードオフ（相反する関係）があります。

1. 一般に、高いリターンを追求しようとするれば高いリスクを負担せざるを得ず、また、リスクを抑制しようとするればリターンも低下してしまいます。この現象をリスクとリターンのトレードオフ（相反する関係）といいます。



《上図の説明》

- Y 資産配分 A は、株式等の比率を高くしてより高いリターンを追求した資産配分である。一方資産配分 B は、国内債券等の比率を高くして運用リスクの抑制を図った資産配分である。
- Y 資産配分 A は資産配分 B と比べ、全体的には高いリターンとなっているが運用環境悪化局面では資産配分 B を下回るなど、リターンの変動幅（リスク）が大きくなっている。
- Y 資産配分 B は、リスクは小さくなっているものの、リターンの全体的な水準は資産配分 A を下回っている。
- Y 年金資産の資産配分は、上記のトレードオフの関係を踏まえながら決定する必要がある。

MEMO

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

項目	内容	掲載ページ
あ行		
アクティブ運用	証券市場で形成される価格は情報が十分に織り込まれていない、あるいは情報に対して過剰に反応しており、情報を適切に収集・分析すれば市場平均以上の運用成果（パフォーマンス）を獲得することができるという考え方に基づいて、業種配分や銘柄選択などを行うことにより、市場平均を上回るパフォーマンスを目指す運用スタイルを指す。	47、48、51
運用基本方針	資産運用の目的、資産構成に関する事項など企業年金の資産運用に関する基本的な事項について、当該企業年金の関係者が意思統一を行うことを目的にした方針。	10、44、45、47、52
運用指針	資産構成割合、運用手法、運用成績の評価方法等、年金運用責任者が各運用機関に対して運用を行うにあたって遵守すべき事項を示した指針のこと。	10、44、45、47
か行		
監事	企業年金基金は、内部監査機関として監事を置かねばならない。監事は、選定代議員、互選代議員のなかからそれぞれ1名ずつ選挙で決める。	7、8
業務経理	業務経理は役職員の給料をはじめ業務活動に必要な経費を処理する勘定である。さらに業務経理は、保養施設の運営等の取引を行う「福祉事業会計」と、その他の取引を行う「業務会計」に区分される。	11、14、22
許容繰越不足金	継続基準の財政検証において、財政の健全性の観点から支障がないと判断される不足金の限度額のこと。	25、26
繰越不足金	財政決算において、翌年度に繰り越す不足金のこと。	19、22、23、31、36
継続基準の財政検証	継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続するという前提で行う。すなわち、将来の給付を賄うために決算時点で確保すべき金額（責任準備金）と実際の積立金を比較して、財政計画が予定通り進んでいるかどうかを検証する。なお、年金制度の掛金は、継続基準に基づいて設定されているため、継続基準は、財政運営上、最も基本となる考え方である。	17、24、25、26、31

項目	内容	掲載ページ
さ行		
財政悪化リスク相当額	基本的には、 20年に1度程度の確率 で発生する運用損失額のこと。資産区分ごとに定められたリスク係数等を用いて算定する。なお、リスク対応掛金はこの財政悪化リスク相当額の範囲内で設定する。	17、19、20、25、31、37、38、39、40
財政決算	年金財政の健全な運営を図るため、年度間の財政状況の推移や事業年度末における年金資産と給付債務を把握し、年金財政が健全に推移しているかを検証すること。また、事業年度終了後に、「事業報告書」「決算に関する報告書」を作成し、事業年度終了後 4ヶ月以内 に、厚生労働大臣に提出する必要がある。	17、18～30
財政再計算	年金財政の長期的健全性を図るために、少なくとも 5年ごと に計算基礎率（運用利回り、新規加入、退職等の予測値）を最近のデータに基づき洗い替えて、財政計画（標準掛金、特別掛金等）を見直すこと。	17、31～40
最低積立基準額	制度終了に際し、過去の加入期間に応じた加入者や受給権者の給付額（最低保全給付）を支給するための給付原資。最低保全給付を現在価値に割引計算して算出する。	18、24、27、28、29、30
最低保全給付	加入者は過去の加入期間に応じた給付額。受給権者は年金額となる。	27
収支相等の原則	企業年金制度の財政計画において、将来の収入と支出とは等しいという基本原則のこと。掛金率は、「掛金収入 + 積立金の運用収益 = 給付支払」を満たすように決定される。	43
受託者責任	企業年金では、裁量権をもって制度運営に関与する者（基金の理事や運用受託機関等）の責任を意味し、忠実義務や善管注意義務等がある。	9、10
政策アセットミックス	年金基金等の投資家の中長期的な投資目的を実現するために、目的の遂行に対する制約やリスク許容度を考慮して策定する基本的な資産配分割合のこと。	45、47、48、49、50、51、52
責任準備金	将来の給付を賄うために、現時点で保有しておかなければならない金額。	18～27、36、49

項目	内容	掲載ページ
た行		
代議員会	企業年金基金の最高意思決定機関として位置付けられ、規約の変更、予算、事業報告、決算など重要事項を議決する。企業年金基金を構成する事業主と加入者相互の意思を反映するため、事業主が選定する代議員(選定代議員)と加入者から選出する代議員(互選代議員)が、それぞれ同数で構成される。代議員会の議長は理事長があたる。会議録は詳細に記録保管しておく必要がある。	6～10、14、18、27、31、45
忠実義務	受託者は受益者のために忠実に職務を遂行すべきであり、受益者の利益を犠牲にして自己や第三者の利益を図ってはならないとする義務。	9
追加拠出可能額現価	財政悪化リスク相当額に対応するために、今後追加拠出が可能な掛金の現価。	20、22、25
特別掛金	過去の積立不足の償却に充てる掛金。	25、26、30、31、36、39
特例掛金	非継続基準の財政検証に抵触し、積立不足を償却する等の目的で拠出する掛金。	22、29、30
な行		
年金ALM分析	年金制度にとって最適なアセット・ミックスを選択することを目的に長期ベースの年金資産と年金負債の将来予測を行い、年金財政運用におけるリスクを計測・分析する手法。ALMはAsset Liability Managementの略。	47、49、50
年金経理	年金・一時金給付に関する取引を処理する経理区分。	11、14、22
は行		
パッシブ運用	証券市場においては、情報を収集・分析しても市場平均を上回る収益率を一貫してあげることができないという効率的市場の考え方を背景に、市場の動きに連動するポートフォリオを組成することにより、市場並みの収益率の確保を目指す運用スタイルをいい、インデックス運用とも呼ばれる。	47、51、52
非継続基準の財政検証	制度終了したと仮定した場合に、加入者や受給権者に対して保全すべき給付に必要な年金資産が確保されているかどうかを検証する。	17、24、27～30

項目	内容	掲載ページ
は行		
標準掛金	標準掛金とは、将来の加入者期間にかかる給付に要する費用に充てるための掛金。	26、31、32、35、39
別途積立金	財政決算上の剰余金を留保して積み立てた金額。財政決算において、剰余金が生じた場合は別途積立金に繰り入れ、不足金が生じた場合には別途積立金を取崩してその不足金に充当する仕組みとなっている。	19、22、23、36、39
ま行		
未償却過去勤務債務	特別掛金で償却を予定している不足金の未償却残高。	19、31、36
や行		
予定利率	将来の給付額等を現在価値に換算する割引率。また、年金資産の期待運用収益率（運用目標）の意味もある。	22、32、33、34、35
ら行		
理事会	企業年金基金の執行機関として位置付けられている。理事会は、選定代議員と互選代議員が、それぞれ同数で構成される。 理事長は、選定代議員において互選した理事による選挙で選ばれ、企業年金基金を代表して業務の執行にあたる。専務理事・常務理事は理事会の同意を得たうえで理事長が理事の中から指名することになっている。	6、7、10、14、45
理事長専決	代議員会の議決を経なければならない事項であっても、臨時急施を要する場合には、理事長が処分することができることとなっている。ただし、次の代議員会において理事長専決した事項を報告し、その承認を求める必要がある。	6
リスク対応掛金	将来の財政悪化に備えたリスクバッファとして事前積立を可能とする掛金。将来発生するリスクを「財政悪化リスク相当額」として算定し、その範囲内でリスク対応掛金を拠出できる。	20、21、22、31、39、40
リバランス	運用目的に即し、資産配分比率の組み換えを行うこと。例えば、時価変動等により、政策アセットミックスから乖離が発生した際にその資産配分比率に戻す投資行動が該当する。	47、51、52

MEMO

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、公に入手可能な情報や、関連団体、委託先運用会社等作成の資料に基づき作成したものです。それらの情報について独自の検証を行うことなくそのまま使用しており、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料は**JJK**の状況について理解を深めていただくために作成しました。従って、本資料を他の目的に利用することは適切ではなく、本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当基金はいかなる法人・団体・個人等に対して一切責任を負いません。
- 本資料に記載の運用会社は、いかなる法人・団体・個人等に対して、それらの運用実績をいかなる意味でも保障するものではありません。
- 本資料は分かりやすく内容を伝えることを目的としているため、内容の一部を簡略化しております。
- 当基金の書面での許可なく本資料を修正したり、第三者へ譲渡したり、または開示したりすることはできません。

全国情報サービス産業企業年金基金

☎ 03-3546-5155（代表）

（受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始除く））

